

令和5年第2回三重県議会定例会  
防災県土整備企業常任委員会  
説明資料

◎議案補充説明

- (1) 議案第23号「工事請負契約について（二級河川鳥羽河内川  
鳥羽河内ダム本体建設工事）」 … 1

◎所管事項

- (1) 『令和5年版県政レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見  
への回答について … 4
- (2) 花とみどりの三重づくり基本計画（仮称）素案について … 6
- (3) 次期三重県建設産業活性化プラン骨子案について … 16
- (4) 県内道路ネットワークの整備と道路インフラメンテナンス … 33
- (5) 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告について … 46
- (6) 指定管理候補者の選定状況報告について … 56
- (7) 審議会等の審議状況について … 74

《別冊》

- ・ **別冊1** 花とみどりの三重づくり基本計画（仮称）素案
- ・ **別冊2** 花とみどりの三重づくり推進会議準備会のご意見に対する対応
- ・ **別冊3** 第1回三重県建設産業活性化プラン検討会議資料
- ・ **別冊4** 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告（令和4年度）及び全期間評価

令和5年10月10日

県 土 整 備 部

◎議案補充説明

(1) 議案第23号「工事請負契約について（二級河川鳥羽河内川鳥羽河内ダム本体建設工事）」

議案 第23号 工 事 請 負 契 約 に つ い て			
工 事 名	二級河川鳥羽河内川鳥羽河内ダム本体建設工事		
施 工 場 所	鳥羽市河内町 地内		
契 約 金 額	8,562,928,000 円(消費税等含む)		
請 負 者 住 所 氏 名	三重県津市栄町1丁目864 前田・水谷・磯部特定建設工事共同企業体 代表者 前田建設工業株式会社 三重営業所 所長 水野 裕史		
契 約 工 期	議決日から令和10年4月28日限り		
<u>工事の概要</u> 重力式コンクリートダム(流水型ダム) 堤高 H=39.0m 堤頂長 L=193.0m 堤体積(減勢工含む) V=57,880m <sup>3</sup> 基礎掘削 V=155,000m <sup>3</sup>			
契 約 方 法	一般競争入札		
入 札 状 況	年 月 日	令和5年8月1日	評価値0.16282 (最高値0.16282 最低値0.16169)
	業 者 数	9	価 格
	回 数	1	予 定 格
			最高 8,562,939,000 円(消費税等含む) 7,784,490,000 円(消費税等抜き)

【議案 第23号】 二級河川鳥羽河内川鳥羽河内ダム本体建設工事

重力式コンクリートダム(流水型ダム)

堤高 H=39.0m 堤頂長 L=193.0m

堤体積(減勢工含む) V=57,880m<sup>3</sup> 基礎掘削 V=155,000m<sup>3</sup>

位置図



現場状況写真



## 入札結果調書 (総合評価 除算方式)

入札年月日 令和5年8月1日

工事番号 令和5年度国補治水ダム 第1-分0016号

工事名 二級河川鳥羽河内川鳥羽河内ダム本体建設工事

施工場所 鳥羽市河内町 地内

入札者	第1回			備考
	入札額	標準点+加算点	評価値	
1 前田・水谷・磯部特定建設工事共同企業体	7,784,480,000	126.75	0.16282	落札決定 くじ引き
2 飛島・石吉・亀川特定建設工事共同企業体	7,784,480,000	126.75	0.16282	
3 大林・森・山下特定建設工事共同企業体	7,784,490,000	126.75	0.16282	
4 佐藤・森本・中村土木特定建設工事共同企業体	7,784,480,000	126.62	0.16265	
5 西松・TSUCHIYA・宮崎特定建設工事共同企業体	7,784,480,000	126.50	0.16250	
6 安藤・間・山野・山本特定建設工事共同企業体	7,784,480,000	126.50	0.16250	
7 熊谷・西邦・下特定建設工事共同企業体	7,784,480,000	126.25	0.16218	
8 鹿島・日本土建・出馬重機特定建設工事共同企業体	7,784,480,000	125.87	0.16169	
9 清水・宮本・作田特定建設工事共同企業体	7,784,480,000	125.87	0.16169	

上記入札額は、消費税および地方消費税（免税業者にあつては相当額）を除いた金額です。  
 また、本工事は価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式にて行ったため、評価値の最も大きい入札者を落札者としています。また、評価値とは標準点100点に提案による加算点を加えた技術評価点を入札額（千万円単位）で除した値（小数点第六位以下切り捨て）です。

◎所管事項

- (1) 「『令和5年版県政レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答について

## 「『令和5年版県政レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答

### 【防災県土整備企業常任委員会】

#### ●施策の取組

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答(案)
11-1	道路・港湾整備の推進	県土整備部	道路除草については、県民からの要望も多く、重要であると考えているため、今後の課題と対応においても、適切な事業の中でわかりやすく位置付けるとともに、きめ細かな対応を検討されたい。	道路に雑草が繁茂すると、自動車等の交通安全上の支障や、沿道の景観阻害につながるため、適切な道路除草は身近で重要な課題と考えています。このため道路除草については、花とみどりの三重づくり条例の施行をふまえ、街路樹管理とともに良好な道路空間の形成に向けた取組として「⑥道路空間におけるグリーン化の推進」に位置付けるとともに、とりわけ交通安全上支障となる箇所については「⑤適切な道路の維持管理」にも位置付けて、きめ細かな対応に努めていきたいと考えています。
			危険な通学路については、千葉県八街市での事故をふまえた県管理道路内の要対策箇所数にとらわれず、地元の意見も聴きながら交通安全対策に取り組まれるよう検討されたい。	千葉県八街市での事故をふまえた県管理道路内の要対策箇所以外についても、各市町で策定した通学路交通安全プログラムに基づき進めるとともに、地域の課題解決に向けて地元からの声も聴き、緊急性・実効性等を見定めながらソフト対策も含めてしっかりと取り組んでいきます。

## (2)花とみどりの三重づくり基本計画(仮称) 素案について



- 1. 基本計画(仮称)素案 構成について**
  - (1) 花とみどりの三重づくり基本計画とは
  - (2) 素案の構成
  
- 2. 基本計画(仮称)素案 内容について**
  - 第1章 はじめに
  - 第2章 花とみどりを取り巻く状況
  - 第3章 計画の基本的な方針
  - 第4章 基本的施策の展開
  - 第5章 計画の実現に向けて
  
- 3. 基本計画(仮称)の策定スケジュール**



# 1. 花とみどりの三重づくり基本計画(仮称) 素案の構成について

## (1) 花とみどりの三重づくり基本計画とは

「花とみどりの三重づくり条例」に基づき、花とみどりの活用推進に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための基本的な計画です。

計画期間は、令和6（2024）年度から令和9（2027）年度までの4年間です。

## (2) 素案の構成

### 第1章 はじめに

- 花とみどりの定義を記載
- 花とみどりの効用を記載。

### 第2章 花とみどりを取り巻く状況

- 県管理道路では、クスノキ、ケヤキ等の街路樹が植栽されている。
- 景観の維持や、倒木等の被害防止のため、剪定等を行う人材・維持管理費用が必要。
- 花き生産者を含む農業従事者が減少傾向。高齢化も進んでいる。
- 花き作付け面積は、過去20年間で半減、花木作付け面積は、平成22年までは減少傾向であったが近年横ばい。
- 花木類のR2出荷量は、全国2位。中でもサツキ、ツツジの生産が盛んで全国1位。

### 第3章 計画の基本的な方針

### 第4章 基本的施策の展開

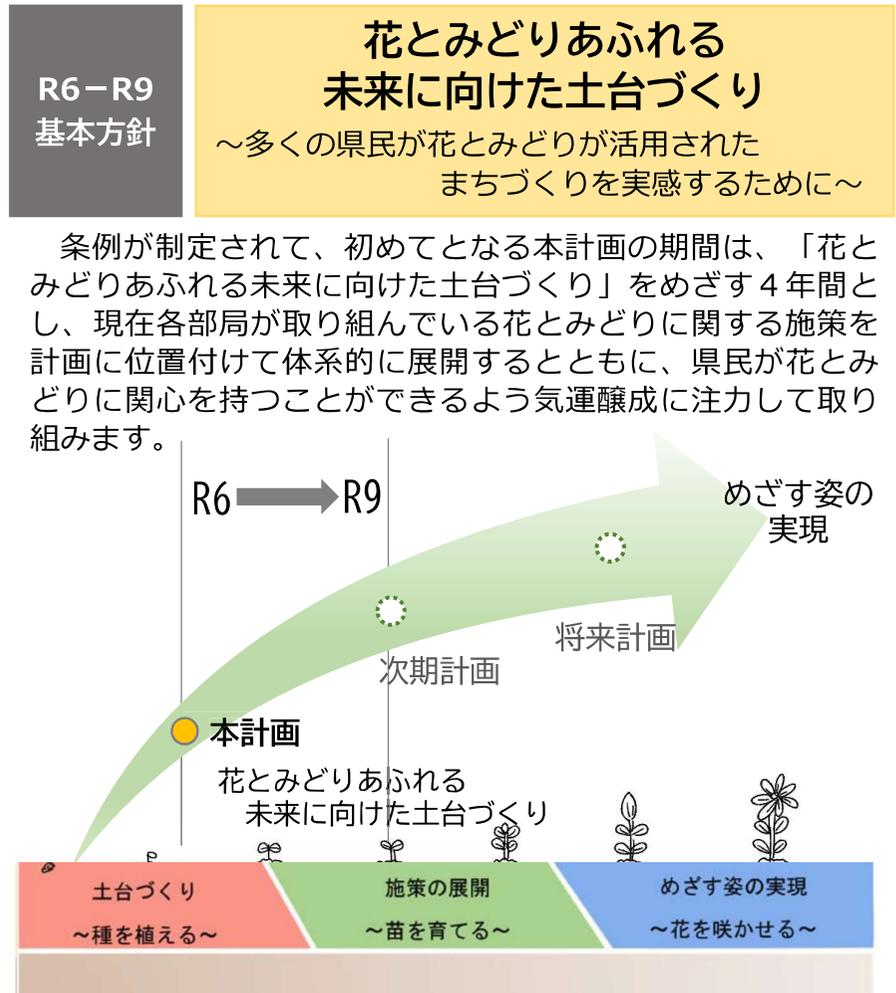
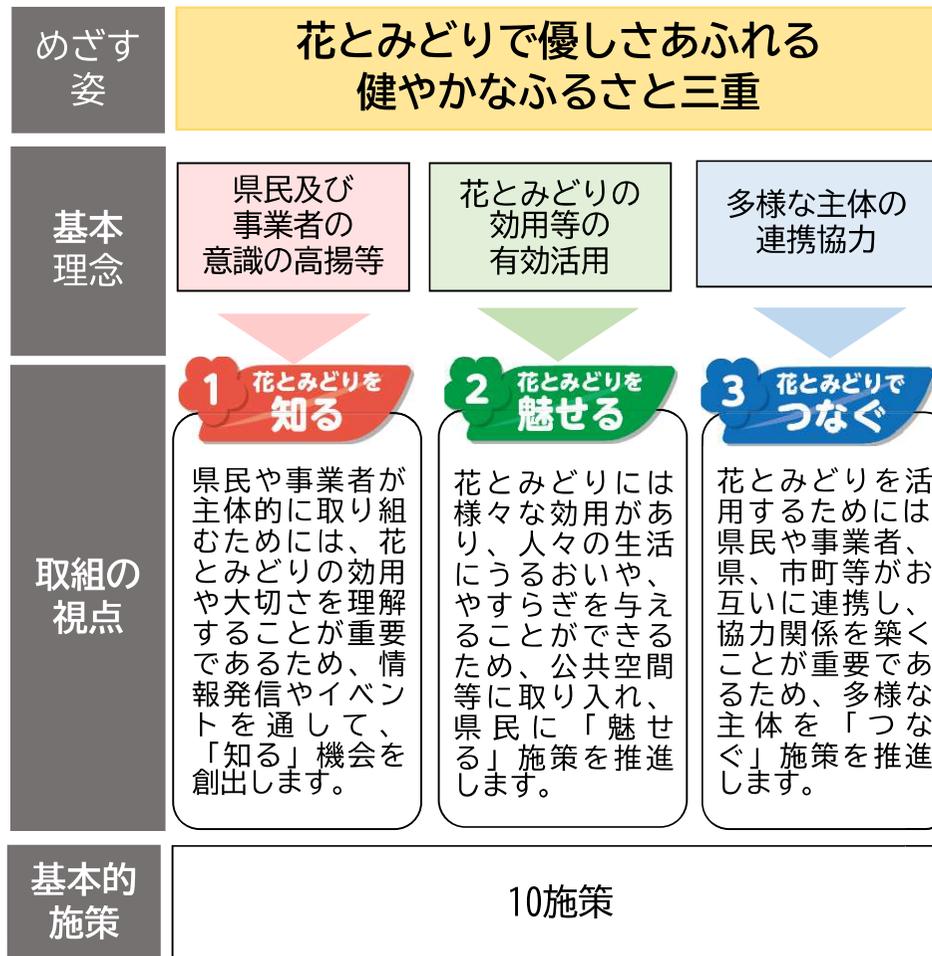
### 第5章 計画の実現に向けて

## 2. 花とみどりの三重づくり基本計画(仮称) 素案の内容について

第3章

計画の基本的な方針

別冊  
P15  
～  
P16



## 2. 花とみどりの三重づくり基本計画(仮称) 素案の内容について

### 1 県有施設等における花とみどりの活用



- ✓ 県庁舎等において良好な景観が維持されるよう、適切な維持管理を行うとともに、来庁者に親しみを持ってもらうため、草花の植栽や出入り口付近への花壇の設置等に取り組みます。
- ✓ 都市公園、森林公園、港湾・海岸緑地等において、緑化推進のため適切に維持管理を行います。
- ✓ 美化ボランティア活動への助成や、フラワーオアシス推進事業などを通じ、県民や市町等との協働による公共空間の緑化の推進を行います。



県桑名庁舎の  
グリーンウォール設置



道路での美化活動の様子

### 2 街路樹等の機能の発揮



- ✓ 県管理道路の街路樹が良好な景観形成や交通安全等の機能を発揮できるよう、「三重県街路樹マネジメント方針」に基づき、適切かつ計画的に維持管理を行います。
- ✓ 「みえ花と絆のプロジェクト」や「ふれあいの道事業」を通して、協働による道路空間の管理を行います。



街路樹による  
良好な沿道景観（伊勢市内）

### 3 社会福祉施設等における花とみどりの活用の促進



- ✓ 県立病院等は、適切な維持管理を行うとともに、デイケアプログラムで花を活用する取組や、地域の小学校と協働した花植え活動を行います。
- ✓ 農業学科等を設置する県立高等学校において、園芸福祉活動を実践します。
- ✓ 社会福祉施設等における花やみどりに触れる機会を増やすため、花やみどりを活用した事例の情報提供を行います。



一志病院における  
地域の小学校と協働した花植え活動

## 2. 花とみどりの三重づくり基本計画(仮称) 素案の内容について

### 4 花とみどりの文化の振興

知る 魅せる

- ✓ 日常生活で身近な空間である県営都市公園において、花苗ポットおよび花の種の配布、草木の観察会を実施します。また、華道を含む生活文化の振興を図るための情報発信等の取組を進めます。
- ✓ 「フラワー・ブラボー・コンクール」やボランティア活動、県内の美しい並木道等について情報発信を行い、花とみどりに関する知識普及のためのイベントなどを開催します。



花の配布イベント



花育事業の取組

### 5 花とみどりの教育等の推進

知る つなぐ

- ✓ 子ども達の花きに関する関心を高め、花とみどりの大切さを学び、県産花きの消費拡大につなげるため、花壇作成などを通じた花育事業に取り組みます。
- ✓ 小中学校において、花壇整備や周辺環境の保全などを、地域住民と協働で行います。



県営北勢中央公園の桜の名所づくり

### 6 花とみどりの名所づくりの推進

知る 魅せる

- ✓ 県営北勢中央公園での桜の名所づくり、森林公園や自然公園の施設を活用した森林教育等に取り組みます。
- ✓ 花とみどりの名所について、SNS・ホームページによるPRや、季刊誌や「観光三重」のホームページでの情報発信を行います。



季刊誌「観光三重」

## 2. 花とみどりの三重づくり基本計画(仮称) 素案の内容について

### 7 人材育成等

知る

- ✓ 農業大学校では花き生産者の育成のためのコースで技術・知識の習得を進め、中央農業改良普及センターでは新規就農者向けの支援を行います。
- ✓ 街路樹剪定士の資格の活用について検討します。
- ✓ 花き栽培や物流に関する実証実験、県産花き生産技術の向上に取り組みます。



### 8 情報収集等

知る

- ✓ 中央農業改良普及センターでは、市町等が行う花の植栽や花き産業振興を目的としたイベントへの支援を、農業研究所では、花き生産者向けに生産性や品質向上を図るための技術導入に向けた支援を行います。
- ✓ 県ホームページ「花とみどりの情報」を充実し、情報発信を行います。



四日市農芸高等学校における授業

### 9 県民及び事業者の理解の増進等

知る

- ✓ 「花とみどりの日」(4/18)、「街路樹の日」(11/11)に合わせ、花とみどりの推進に向けた理解促進と気運醸成のため、花とみどりに親しむ機会づくりに取り組みます。
- ✓ 県民等の花とみどりの活用につなげるため、SNSを活用した情報発信や、条例の内容を周知するための啓発資材作成を行います。



産地の認知度向上に向けたPR活動

### 10 顕彰

知る つなぐ

- ✓ 花とみどりに関する表彰・コンクールを開催します。  
(「フラワー・ブラボー・コンクール」、花き品評会、三重県民功労者表彰)



花き品評会入賞作品

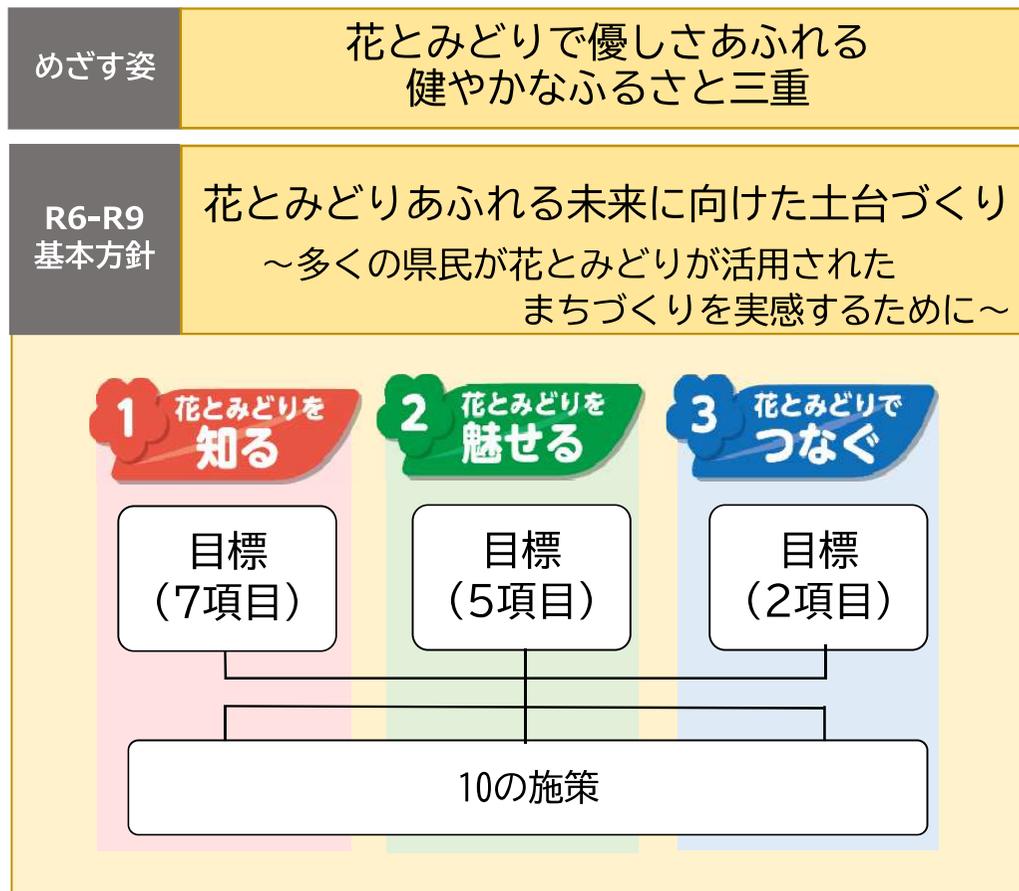


## 2. 花とみどりの三重づくり基本計画(仮称) 素案の内容について

### 目標の設定

基本方針に基づき、条例でめざす姿が実現された状態を見据えつつ、取組の視点ごとに目標を設定します。

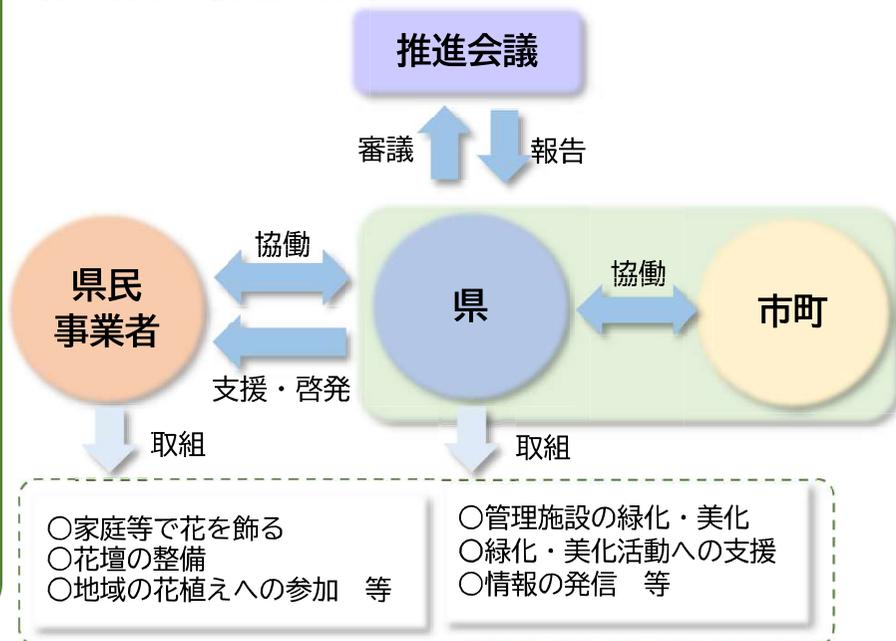
目標は、各施策の具体的な取組から、重要と考える項目を抽出しています。



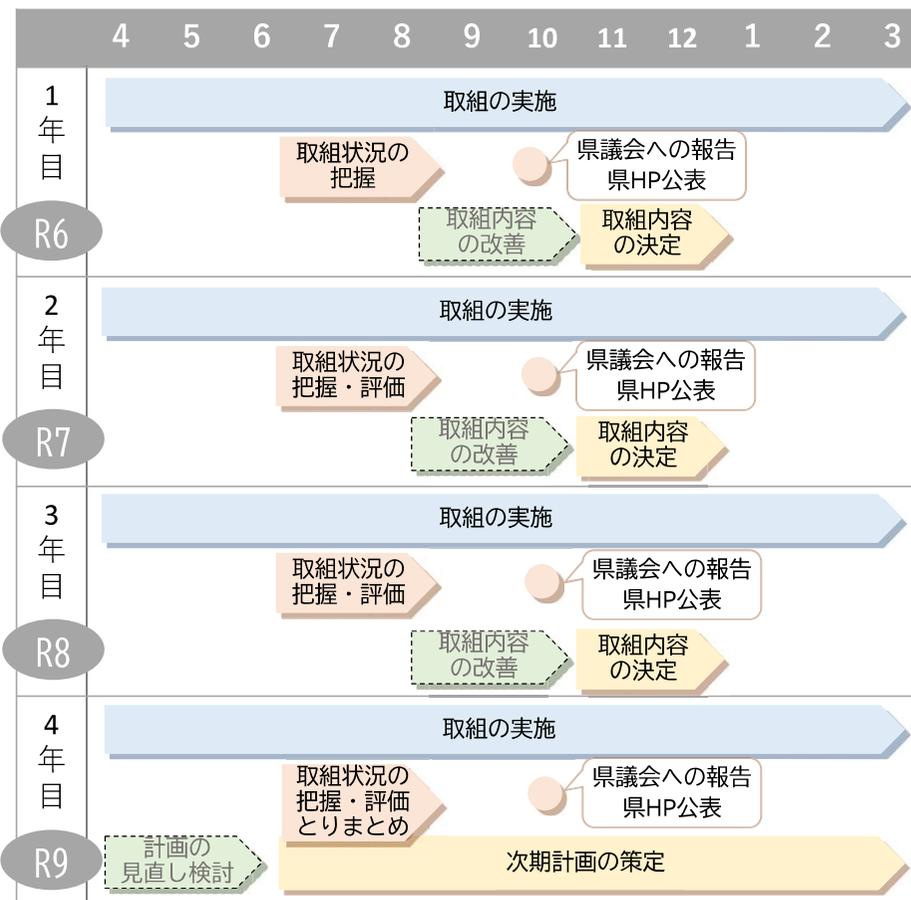
## 2. 花とみどりの三重づくり基本計画(仮称) 素案の内容について

### 推進体制 <各主体の連携イメージ>

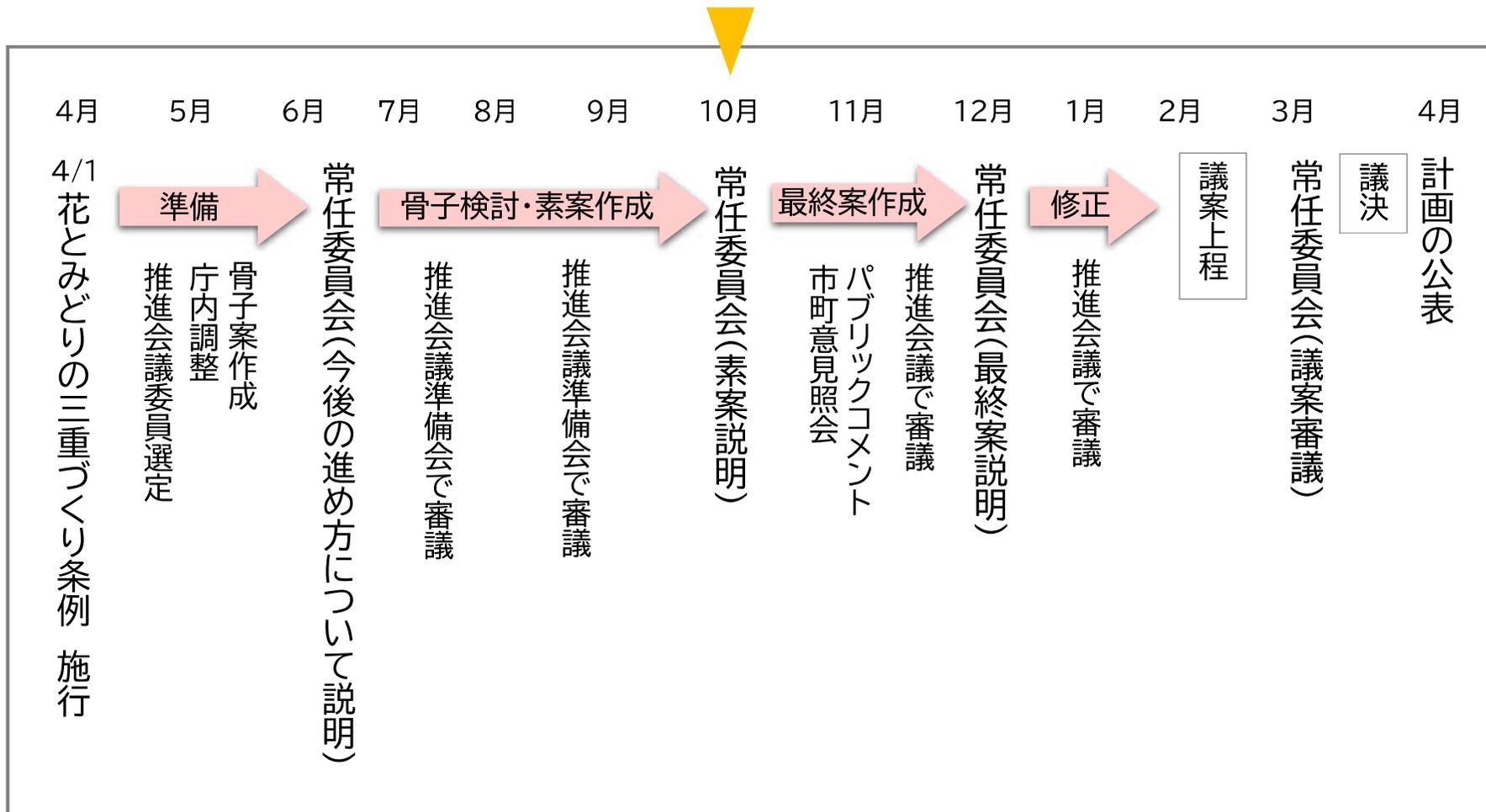
本県における花とみどりの活用の推進を図るためには、三重県が牽引役となり、市町、県民及び事業者等が、それぞれの役割に応じて、主体的かつ積極的に取組を進めるとともに、連携・協働のもと、花とみどりに関する様々な活動に取り組むことが必要です。また、取組の実施にあたっては、県内の事業者が生産する花とみどりの調達に努めます。



### 進捗管理 <スケジュール>



# 3. 策定スケジュール



## **(3)三重県建設産業活性化プラン**

～次期活性化プランの策定について～

### **骨子案(取組方針、取組施策)**



- 1. 次期三重県建設産業活性化プランの検討状況**
- 2. 第1回活性化プラン検討会議の開催結果**
- 3. 今後の進め方**



## 次期プラン（R6～R9）の策定

6月常任委員会資料

- 県と建設業界が連携することで、建設業が抱える課題等を解決し、地域の建設企業が時代の変化に対応しながら、将来にわたり存続し続けることを目指して、次期建設産業活性化プランを策定する。

## 取組方針（案）

### 地域の建設企業の存続（時代の変化に対応した経営）

#### 【担い手の確保】

教育機関との連携の下、建設業の  
**魅力を発信**し、担い手を確保する

#### 【生産性の向上】

業務プロセスの仕組みの改善や、  
**建設DX**の導入により、生産性を  
向上させる

休日の確保や長時間労働の是正、  
女性活躍等を推進し、労働環境の  
改善を図る

#### 【労働環境の改善】

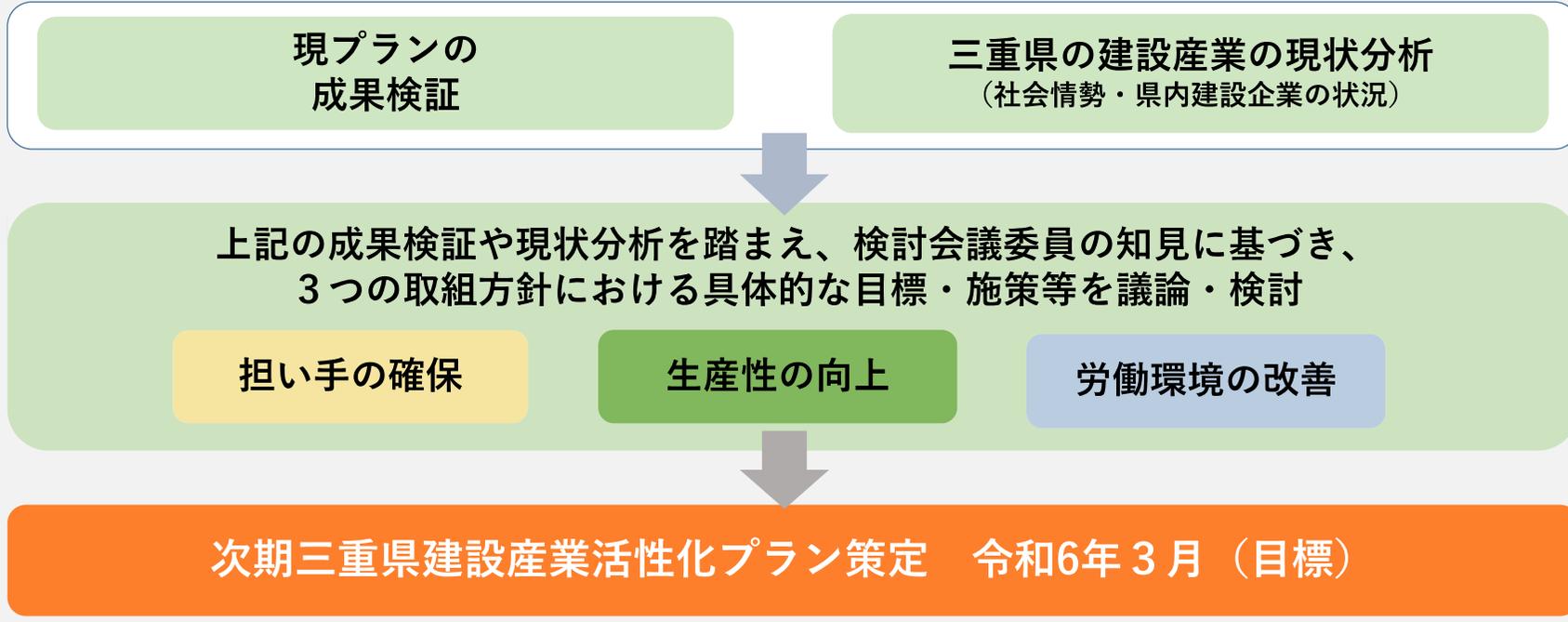


# 1. 次期三重県建設産業活性化プランの検討状況

次期プラン策定の進め方

6月常任委員会資料

## 建設産業活性化プラン検討会議



スケジュール	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月	4月
策定の流れ	・現状分析 ・現プランの成果検証	次期プラン骨子案の検討	中間案の検討	最終案の検討	公表
検討会議		●第1回 (8/21)	●第2回 ●小委員会①	●第3回 ●小委員会②	
議会 (常任委員会)	●次期プラン 策定方針		●骨子案 (10/10)	●中間案	●最終案



# 1. 次期三重県建設産業活性化プランの検討状況

## 第1回検討会議 〔 骨子案 〕

議論 策定主旨・計画期間

議論 建設業に期待する役割

議論 現状分析・課題  
現プランの検証

議論 取組方針（案）

議論 取組施策（案）

〔 8/21開催済  
今回報告事項 〕

※現状分析・課題、現プランの検証を踏まえ、取組方針、取組施策を中心に議論

## 第2回検討会議 〔 中間案 〕

確認（決定） 策定主旨・計画期間

確認（決定） 建設業に期待する役割

確認（決定） 現状分析・課題  
現プランの検証

確認（決定） 取組方針

議論 取組施策（案）

議論 取組内容（案）

〔 11月開催予定  
12月常任委員会にて報告 〕

※取組施策、取組内容を中心に議論

## 第3回検討会議 〔 最終案 〕

確認 策定主旨・計画期間

確認 建設業に期待する役割

確認 現状分析・課題  
現プランの検証

確認 取組方針

確認（決定） 取組施策

議論（決定） 取組内容（案）

議論（決定） 取組指標（案）

〔 3月開催予定  
3月常任委員会にて報告 〕

※取組内容、取組指標を議論  
最終案を全般にわたり確認する



## 2. 第1回活性化プラン検討会議の開催結果

### 第1回検討会議の開催結果

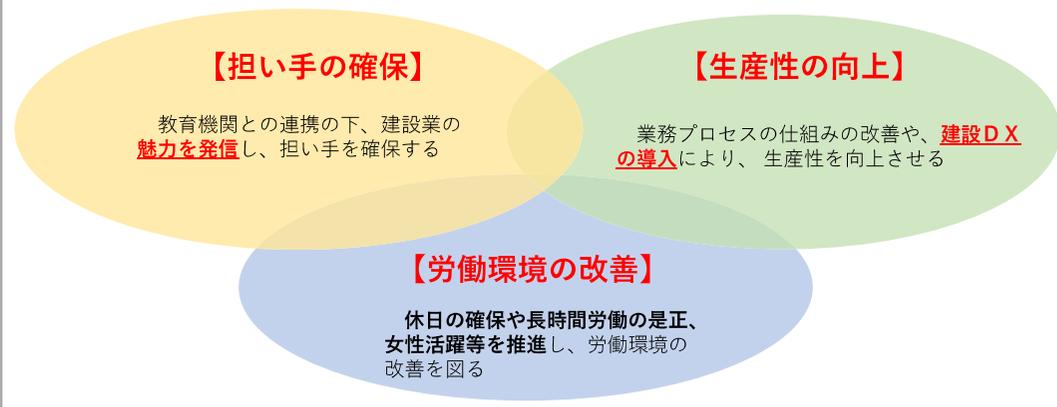
開催日：8月21日（月）

#### 【会議概要】

建設産業の現状分析結果、現プランの取組結果から、次期プランで取り組むべき課題を整理し、以下の3つの取組方針に基づき取組施策を議論して頂いた。

#### 取組方針

#### 地域の建設企業の存続（時代の変化に対応した経営）



#### 【結果】

事務局より示した骨子案について、取組方針、取組施策の方向性について認めていただきました。



三重県建設産業活性化プラン検討会議

役職	氏名	分野
三重大学大学院 生物資源学研究所 教授	岡島 賢治	学識経験者
成蹊大学 経済学部 名誉教授	井出 多加子	
名古屋工業大学大学院 工学研究科 教授	秀島 栄三	
東日本建設業保証株式会社 三重支店長	上田 樹雄	金融・シンク タンク
百五総合研究所 主任研究員	小林 ゆかり	
三重県立伊勢工業高等学校 校長	奥山 敦弘	教育
三重県建設業協会 労働委員会 担当副会長	橋爪 吉生	建設企業
市町（発注者協議会） 津市建設部長	渡邊 公隆	行政
三重県県土整備部 理事	佐竹 元宏	



## 2. 第1回活性化プラン検討会議の開催結果

骨子案  
抜粋

### 【次期プランで取り組むべき課題】

#### 1. 担い手、労働者の確保

##### 現状分析結果

###### 県内建設業の就業者数

- ① 県内就業者数は減少傾向（15年間で25%減）  
（東紀州地域が顕著）（別冊3\_P7）

###### 入職動向

- ② 県内の新卒就職者数は全産業で減少傾向（別冊3\_P8）  
（4年間で18%減）
- ③ 建設業の有効求人倍率は高く推移しており、慢性的な人材不足（別冊3\_P8）
- ④ 入職のきっかけは、学校関係者や家族・親族からの紹介が多い（別冊3\_P8）

###### 採用動向

- ⑤ 新規採用者以外にも、社会人（中途採用）の採用など幅広く人材確保がされている。（別冊3\_P9）

##### プラン取組結果

###### 担い手確保の取組

- ① 出前授業、現場見学会、進路指導教諭との交流会など、継続して取り組んだ結果、担い手確保の取組は大きく進んでいる。（別冊3\_P19）
- ② 一方で、取組が入職に繋がっているかが不透明。（別冊3\_P19）
- ③ 工業系高校より、入職に向けて在学中に資格取得させるなど、早めの動機付けが効果的であるとのアドバイスを受けた。（別冊3\_P19）

##### 課題

###### 就職先としての建設業の定着

学校の情報やニーズをいち早く把握するため、**各学校へ継続的に訪問を行い、関係性の構築を図る**必要がある。  
（①～④、①、②）

###### 生徒に届く魅力発信

**入職に向け効果的な取組を検討**し、実施していく必要がある。あわせて、建設業が職業選択肢となるよう、**生徒とともに保護者へも早めの動機付け**が必要である。  
（④、①、②、③）

###### U・Iターン人材の確保

新卒就業者の減少を補う**U・Iターン人材等への働きかけ**が必要である。  
（①、②、③、⑤）



## 2. 第1回活性化プラン検討会議の開催結果

骨子案  
抜粋

### 【次期プランで取り組むべき課題】

#### 2. 建設現場の生産性の向上

##### 現状分析結果

###### 県内企業 ICT経験率

①企業の経験率は、Aランクの64%、Bランクの22%に留まっている。(別冊3\_P14)

###### ICT活用 の意向

②アンケートより、Aランク企業では、約8割が活用を進めている又は積極的に活用していきたいとの意向を持っている。(別冊3\_P16)

###### ICT活用 が進まない理由

③アンケートより、BCランクでは経費や人材確保の観点から進まないとの回答が4割。(別冊3\_P16)  
④人材育成を行うためのノウハウ、時間がないとの回答が3割。(別冊3\_P16)  
⑤遠隔臨場、ASPについて、試行を進めている。(別冊3\_P17)

##### プラン取組結果

###### 試行工事 の結果

- ①試行工事の実施件数は年間240件まで増加したが、ここ数年の実施率は、約65%で頭打ち。(別冊3\_P14,20)
- ②ICT活用により、生産性向上の効果は確認されている。(別冊3\_P15,20)
- ③採算性の観点から、小規模な現場などで実施率が悪い傾向にある。(別冊3\_P16,20)
- ④BIM/CIMについて、試行を進めている。(別冊3\_P20)

##### 課題

###### 建設DXの普及啓発

ICT、遠隔臨場、ASPについて、導入効果を広く周知し、**業界全体に建設DXの浸透を図る必要がある。**  
(①、②、⑤、①、②)

###### ICT活用工事の 小規模現場等への対応

**採算性の悪い小規模現場に対応できるICT活用工事**の導入が必要である。(③、③)

###### 人材育成

ICTに対応できる人材が不足しており、**人材育成に対する支援**が必要である。(③、④)

###### BIM/CIMの活用

BIM/CIMを活用・拡大していくため、**3次元測量の活用・普及**が必要である。  
(④)



## 2. 第1回活性化プラン検討会議の開催結果

骨子案  
抜粋

### 【次期プランで取り組むべき課題】

### 3.労働環境の改善

#### 現状分析結果

##### 社会情勢

- ①依然として高い離職率（別冊3\_P10）  
（仕事内容、労働時間、給与）
- ②時間外労働の上限規制が、R 6. 4より適用  
（別冊3\_P11）

##### 県内建設業 の実情

- ③週休二日相当の休暇取得率は低い（別冊3\_P12）
- ④年間総実労働時間は、他産業と比較して年間3000  
時間以上は長い（別冊3\_P11）
- ⑤入社後2割の社員が「給与・福利厚生」不満  
（別冊3\_P13）

#### プラン取組結果

##### 労働環境 の改善

- ①県発注工事の週休二日試行工事は概ね浸透  
（R 4達成率77%）（別冊3\_P19）
- ②週休二日制工事は市町、民間には浸透していない。  
（別冊3\_P19）
- ③若手登用は進まなかった。（別冊3\_P21）

#### 課題

##### 休日の確保

週休二日相当の休暇取得が業界全体に浸透していないことから、**市町、民間含めて取り組む**必要がある。

（①、③、**①**、**②**）

##### 時間外労働時間の削減

時間外労働の上限規制への対応も含めて、**時間外労働の削減に取り組む**必要がある。

（①、②、④）

##### 処遇の改善と人材育成

**給与や福利厚生**の改善や**就業者**定着に向けた**キャリア構築**が必要（①、⑤、**③**）



## 2. 第1回活性化プラン検討会議の開催結果

骨子案  
抜粋

### 取組方針 1

担い手の確保 (教育機関との連携の下、建設業の魅力を発信し、担い手を確保)

#### (課題)

- ・就職先としての建設業の定着
- ・生徒に届く魅力発信
- ・U・Iターン人材等の確保

#### 取組施策 (案)

- (1) 教育機関・建設業界・行政の連携
- (2) 生徒への魅力発信・動機付け
- (3) U・Iターン人材等への働きかけ

### (1) 教育機関等との連携

#### 建設業界と一体となった学校訪問



#### 教員と企業との交流会



### (2) 生徒への魅力発信・動機付け

#### 出前授業 (担い手確保支援チーム)



#### 2級施工管理技士資格取得支援

#### (事例)



### (3) U・Iターン人材への働きかけ (他部局との連携)

その他でインターンシップ等の申し込みOK (一部除く)

#### 企業の魅力発見フェアin三重 インターンシップ等説明会

~「みえの働き方改革推進企業」「くるみんマーク取得企業」など、働く人に優しい三重県企業が多数参加します!~

日時 8月7日(月)  
13:00~16:00

会場 四日市市地産産業振興センター  
(じばさん)6階ホール  
三重県四日市市安島1丁目3-18

対象者 ・大学、短大等に在学中の方(学年問わず)  
・転職をお考えの方など

参加企業 20社 (詳細は裏面)

参加費無料

内容 13:00~  
企業の1分間PRプレゼンテーション  
・企業の事業内容及びインターンシップ等の説明と質問タイム(ブース形式)  
各入替を行います(最大5社まで参加できます)  
①13:30~ ②14:00~ ③14:30~ ④15:00~ ⑤15:30~

お問合せ・お申込みはこちら TEL: 059-222-3309

「おしごと広場みえ」

E-mail: us-cominar@mic-kintokukyo.or.jp

URL: <https://www.oshigoto-mie.jp/h/robot-internship/>

〒514-0009 三重県津市沼津700番地

アスニ2階(本館東中広場)

TEL:059-222-3309 FAX:059-222-3301

【受付時間】(年中無休、祝日除く) 月~金曜日 9時~18時 第1・3土曜日 11時~17時

主催:三重県 運営:おしごと広場みえ(公財)三重県労働福祉協会

後援:三重労働局 四日市商工会議所 三重県学生就職支援協議会



事前申込  
(当日参加もOK)

# 2. 第1回活性化プラン検討会議の開催結果

骨子案  
抜粋

## 取組方針2

生産性の向上（業務プロセスの仕組みの改善や、**建設DX**の導入により、生産性を向上）

### （課題）

- ・ 建設DXの普及啓発
- ・ ICT活用工事の小規模現場等への対応
- ・ 人材育成
- ・ BIM/CIMの活用

### 取組施策（案）

- （1）建設現場における生産性向上
- （2）ICT人材の育成
- （3）測量・設計・施工の効率化

### （1）建設現場における生産性向上

#### ・ 建設DX促進説明会の継続



#### ・ ICT活用工事の推進



#### ・ 遠隔臨場の実施



### （2）ICT人材の育成

#### ・ ICT研修の開催

**建設ICT人材育成センター 研修概要**  
～将来の県土づくりを支える建設人材の育成・確保をサポート～

将来の県土づくりを支える建設人材を育成するため、建設現場における生産性向上に向けた建設ICTの担い手育成や建設業者の技術力・経営力向上のための研修を積極的に展開してまいります！

★ 新規入職者の確保・定着

- 建設業初任者研修  
建設業初任者の早期育成と業界定着のための研修を集合研修で実施します。  
・ 社会人としての心構えやビジネスマナー、建設業への理解促進
- 建設業初任者フォローアップ研修  
初任者研修の約半年後にフォローアップ研修を実施します。  
・ これまでの振り返り、先輩職員としての心構え、キャリアビジョンの作成
- OJT研修  
新人を育てるための心構えや必要なスキルを学ぶ研修を実施します。  
・ 新人の傾向と向き合い方、効果的な指導方法

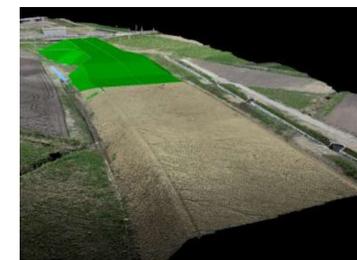
(他県事例)

### （3）測量・設計・施工の効率化

#### ・ 三次元測量の普及



#### ・ BIM/CIMの活用支援



# 2. 第1回活性化プラン検討会議の開催結果

骨子案  
抜粋

## 取組方針 3

労働環境の改善 (休日の確保や長時間労働の是正、女性活躍等を推進し労働環境を改善)

### (課題)

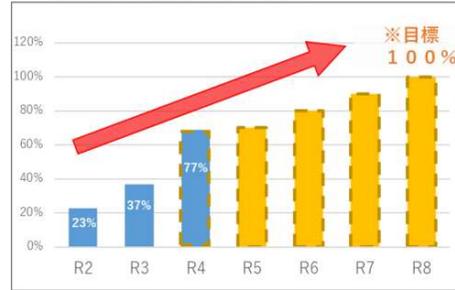
- ・ 休日の確保
- ・ 時間外労働時間の削減
- ・ 処遇の改善と人材育成

### 取組施策 (案)

- (1) 週休2日制の定着
- (2) 施工管理の効率化・分業化
- (3) 適正な利潤の確保・人材育成・福利厚生など (給与水準、CCUSの活用など)

### (1) 週休2日制の定着

4週8休指定型工事の拡大により  
4週8休達成の取組を促進



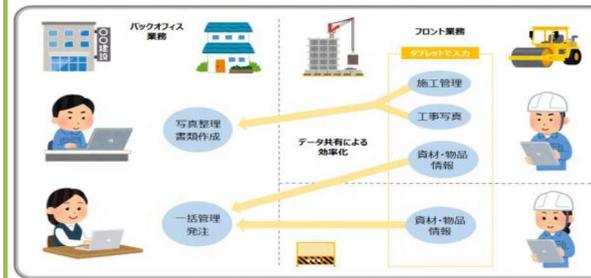
4週8休達成率 = 4週8休達成した工事件数/週休2日制工事発注件数

◎市町の週休2日制工事の状況 (令和4年度実績)

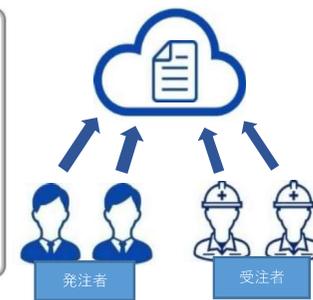
- 導入状況  
全29市町のうち28市町にて制度を導入  
⇒制度としては浸透
- 発注工事に対する実施件数の割合  
約10% (267件/2812件)  
⇒制度は浸透しているが、工事件数は少なく週休2日制工事が浸透していない。

### (2) 施工管理の効率化・分業化

#### 建設ディレクター等の活用



#### ASP



### (3) 適正な利潤の確保・人材育成・福利厚生

#### 物価高騰への適切な対応



#### 建設キャリアアップシステム (CCUS) の活用

技能者の「技能」と「経験」を  
4つのレベルに分けて評価





## 2. 第1回活性化プラン検討会議の開催結果

検討会議にて各委員の専門的な見地から具体的な意見・助言をいただいた。

### 第1回検討会議で出された主な意見

#### 「取組方針1 担い手の確保」

##### 1) 魅力発信、動機付け

- 工業高校の生徒が建設企業の現場説明会などの取組に、**企画段階から参加することで建設企業に親近感が出て、魅力を感じやすくなる。**
- **中高生よりももっと下の世代（小学生）や保護者**に向けて建設業界からものづくりに対する**魅力を伝えられるとよい。**
- **Uターン・Iターンで戻ってくる人は高校の先生を頼るケースもある。先生に地域の建設企業を覚えてもらうとともに、受け皿として就職先を用意しておくことが必要。**
- **先生が生徒に信頼できる企業を提示**できるかが重要。学校と信頼できる地域の建設企業の連携が必要。
- **建設業のことを教えることが出来る先生が少ないため、出前授業の実施など外部から教育に協力いただき、非常に助けになっている。今後も続けて欲しい。**

##### 2) 人材育成

- **就業後の資格取得は負担**に感じている人が多い。**取得できる資格は、工業高校に通っているうちに取得させると良い。**



## 2. 第1回活性化プラン検討会議の開催結果

### 「取組方針2 生産性の向上」

- **建設DXに成功している企業を紹介し水平展開**を図ることが必要。
- 県一律で取組を実施するよりも、**パイロット企業に補助金を出して成功例をつくり、その成功例を踏襲して進める**方法も有効。
- ICTの導入が単なる「人員削減」や「効率化するだけの道具」にならないように注意する必要がある。**ICTの導入により適正な利潤が確保**できるようにしなければならない。
- **BIM/CIMは工業高校と地元企業が一緒に取り組めれば両者によって良い。**



## 2. 第1回活性化プラン検討会議の開催結果

### 「取組方針3 労働環境の改善」

#### 1) 週休2日制の定着

- 週休2日制への対応について、例えば1か月単位でまとまった休暇を取れるような制度を作るなど、**就業規則のサポートが必要**。

#### 2) 適正工期の確保

- 民間建築工事が問題**。「適正な工期を確保していなければ建築確認申請を受け付けない」くらいの姿勢で取り組んでいただきたい。
- 現場での準備、片付け、危険予知活動は時間外労働で行っている。**時間外労働を減らすため1日8時間労働とする場合は、現場の作業時間が5～6時間になるため、工期を長くしても適正な利潤が確保できるようにする必要がある**。
- 工期の短縮を評価するのではなく、今後は適正な工期を確保していることを評価するようにならなければならない**。

#### 3) 残業時間の削減

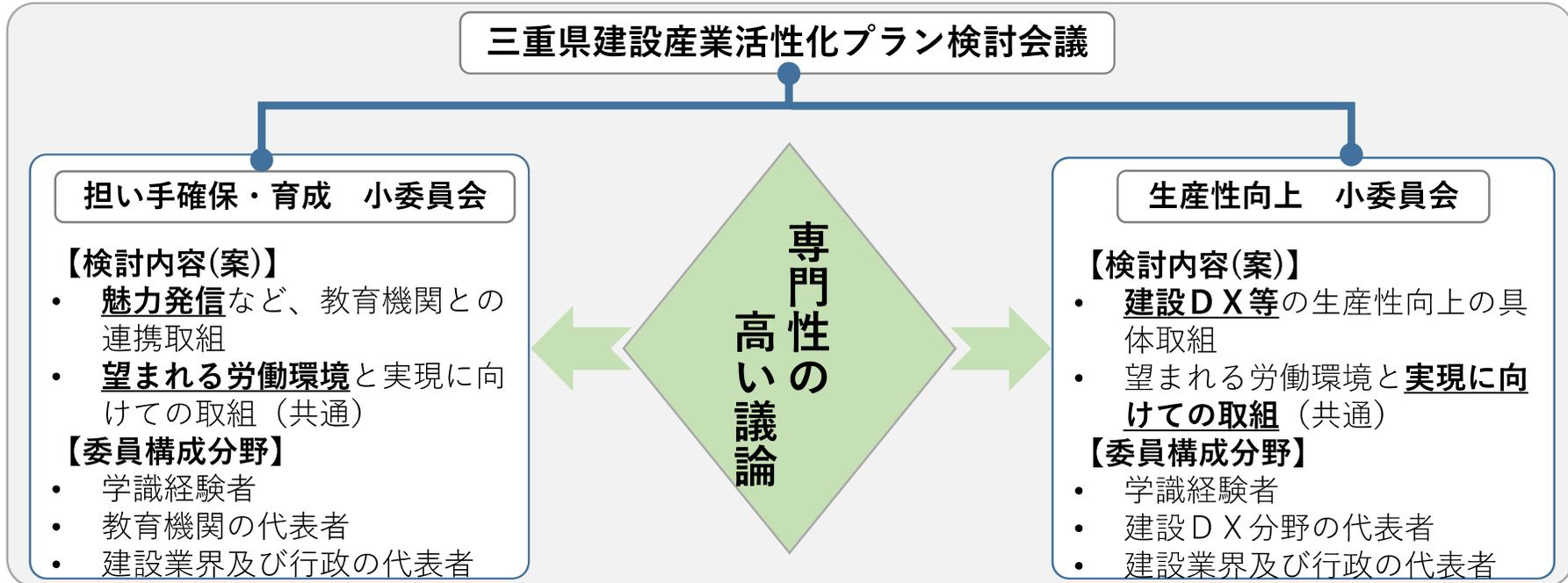
- 施工管理の効率化や分業化**に加えて、**事務所内（バックオフィス）での作業もDX化**できるものがある。

#### 4) その他

- 発注金額は県と市町では同程度、発注件数は市町の工事は県の工事の1.5倍である。**市町に対して施策を浸透していくことが重要**である。

### 3. 今後の進め方

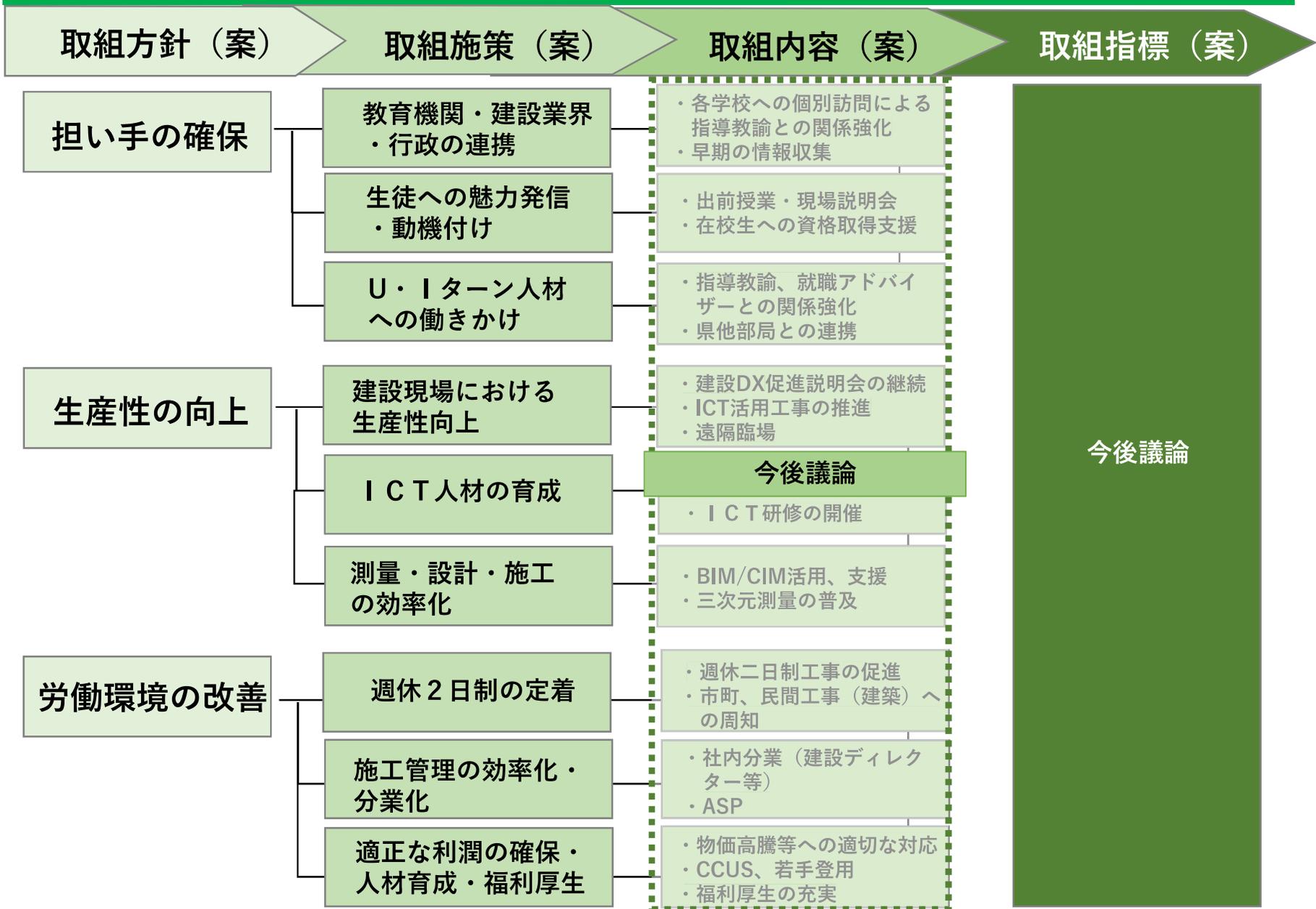
いただいた意見をもとに、2つの小委員会で取組施策に基づく取組内容を議論



スケジュール	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月	4月
策定の流れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状分析</li> <li>現プランの成果検証</li> </ul>				
		次期プラン骨子案の検討	中間案の検討	最終案の検討	公表
検討会議		●第1回	●第2回	●第3回	
			●小委員会①	●小委員会②	
議会 (常任委員会)	●次期プラン 策定方針		●骨子案	●中間案	●最終案



# 3. 今後の進め方





東海環状自動車道



新宮紀宝道路

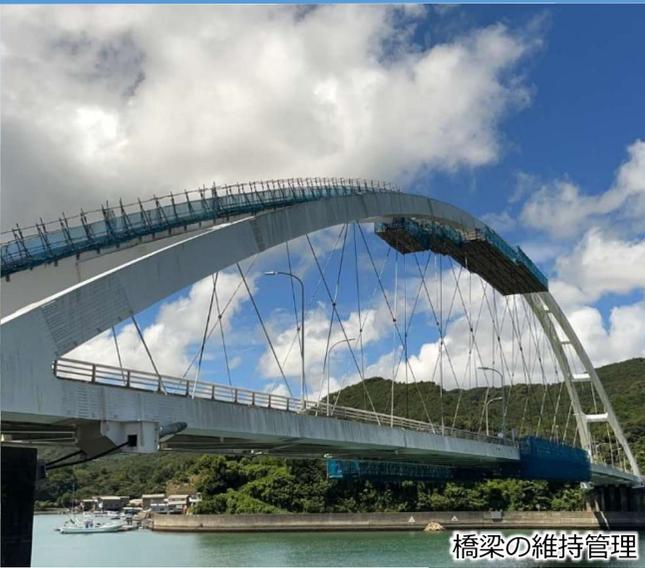


国道167号 (磯部バイパス)

# (4) 県内道路ネットワークの整備と 道路インフラメンテナンス



交通安全対策



橋梁の維持管理



トンネルの維持管理

# 県内道路ネットワークの整備と 道路インフラメンテナンス

## 県内道路ネットワークの整備

1. 道路の役割
2. 25年前と現在の主要道路ネットワークの比較
3. 道路整備の状況
4. 県内道路ネットワーク整備の取組
5. 事業効果の発現

## 道路インフラメンテナンス

1. 県管理道路の維持管理
2. 今後の取組

### 道路の基本的な役割

#### 人・地域をつなぐ ～ネットワークの機能～

道路は人や地域を相互につなぎ、日常生活や観光等の人の移動と生活物資や農林水産品、工業製品等のモノの輸送を支えます。



広域的な移動を支える道路



日常的な移動を支える道路

#### 地域・まちを創る ～空間の機能～

道路は、地域・まちの骨格をつくり、環境・景観を形成し、日々の暮らしや経済活動等を支える環境を創出します。



賑わいの場としての道路



ライフラインの収容場所としての道路

### 三重県内の道路の構成と基本的な機能

#### 高速自動車国道 224.1km (約1%)

伊勢湾岸自動車道、東名阪自動車道、東海環状自動車道  
伊勢自動車道 新名神高速道路、紀勢自動車道

#### 直轄国道 410.3km (約2%)

(国道1号、23号、25号、42号、258号)

#### 県管理国道 797.3km (約3%)

(国道163号、165号 (ほか18路線))

#### 県道 (主要地方道、一般県道) 2,651.7km (約10%)

(主要地方道 68路線、一般県道237路線)

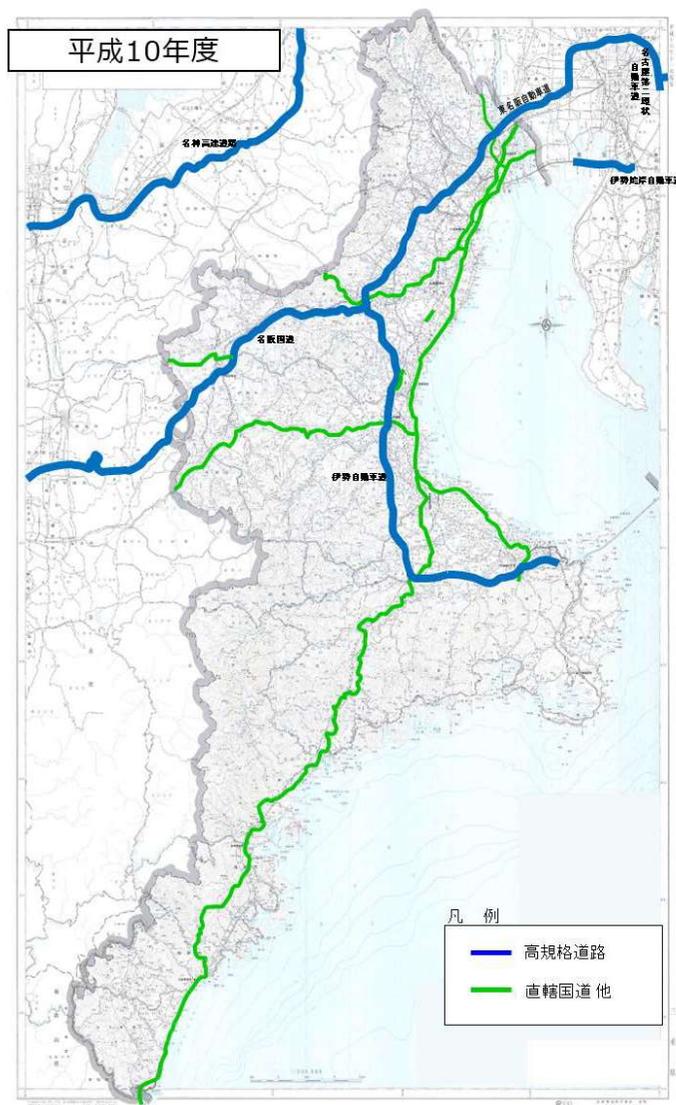
#### 市町道 21,496.1km (約84%)

計 25,579.5km

県土の発展・成長を支える  
 防災・減災  
 安全・安心  
 活力ある豊かな生活の創生

## 2. 25年前と現在の主要道路ネットワークの比較

- 道路ネットワーク形成に向けた課題解決のため、道路ネットワークの強化を推進。



25年後

道路ネットワーク形成に向けた課題

災害・緊急時の信頼性が低い

- リダンダンシーの確保
- 医療拠点へのアクセス向上

速達性が低い

- 都市間連絡時間の短縮
- ミッシングリンクの解消・4車線化の整備

円滑性・走行性が低い

- 都市の慢性的な渋滞の解消
- 道路空間の効果的な活用

拠点アクセス性が低い

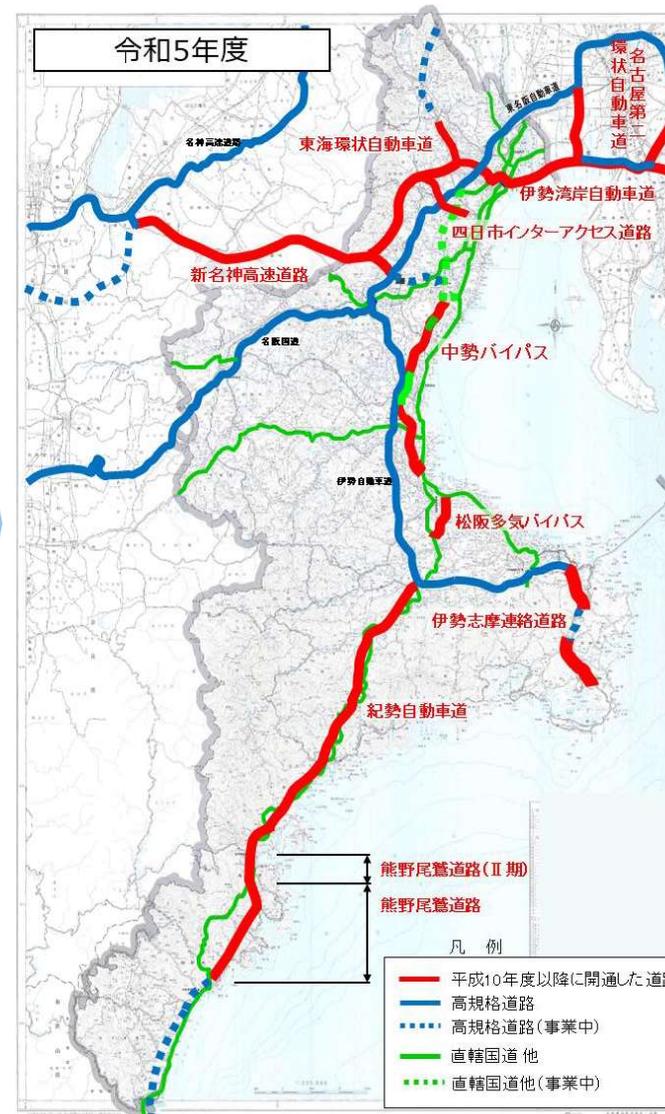
- 拠点へのアクセス向上
- ラストワンマイルの渋滞解消

物流の生産性が低い

- 重要物流道路の整備

新たな価値創造への対応

- 多様なニーズに応える道路の構築・再編

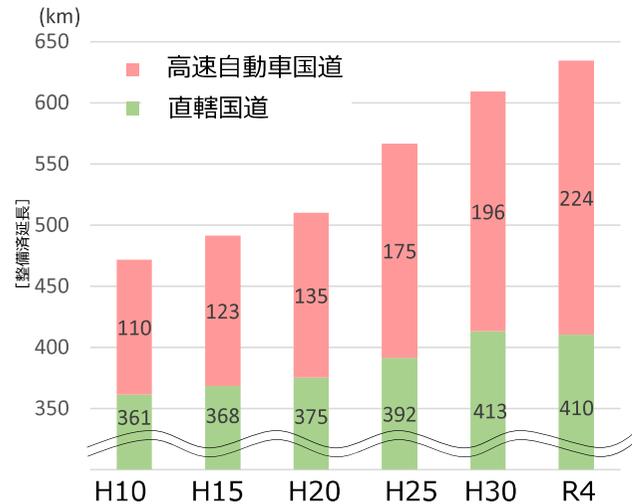


### 3. 道路整備の状況

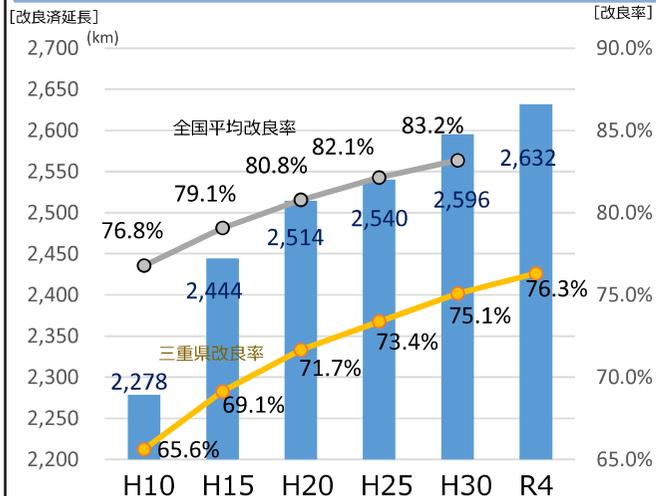
### 県内道路ネットワークの整備

- ・ 高速自動車国道、直轄国道、県管理道路とも整備が着実に前進。
- ・ 高速道路の南北軸整備によって都市間のアクセスは大幅に改善。更なる高速ネットワークの形成に向け事業を促進。

高速自動車国道・直轄国道の整備延長の推移

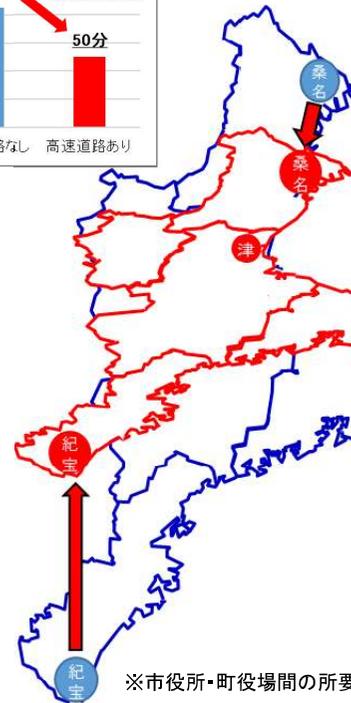
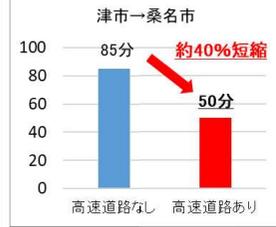


県管理道路の改良済延長と改良率の推移



南北軸整備による時間距離の変化

津市から各都市への所要時間  
(高速道路なし・あり)



更なる高速ネットワークの形成

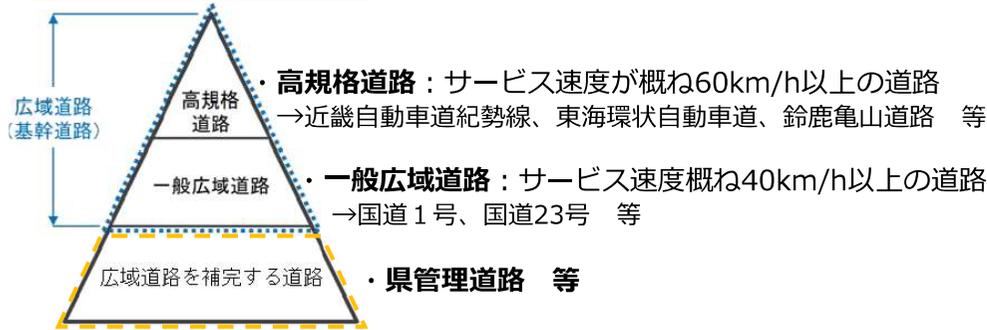
#### 東海環状自動車道 令和8年度全線開通



#### 新宮紀宝道路 令和6年秋開通予定



### 道路ネットワーク計画の階層



### (1) 広域道路ネットワークに関する基本方針

#### ・県内外との交流・連携を支える都市間ネットワークの強化

県内外の交流・連携などを進めるため、スムーズに移動できる都市間ネットワークの形成を推進

#### ・県民の日常生活を支える渋滞緩和のための道路ネットワークの強化

渋滞を緩和するため、高規格幹線道路や直轄国道バイパスなどの道路ネットワーク整備を促進

#### ・産業集積地域における経済活動を支える物流ネットワークの強化

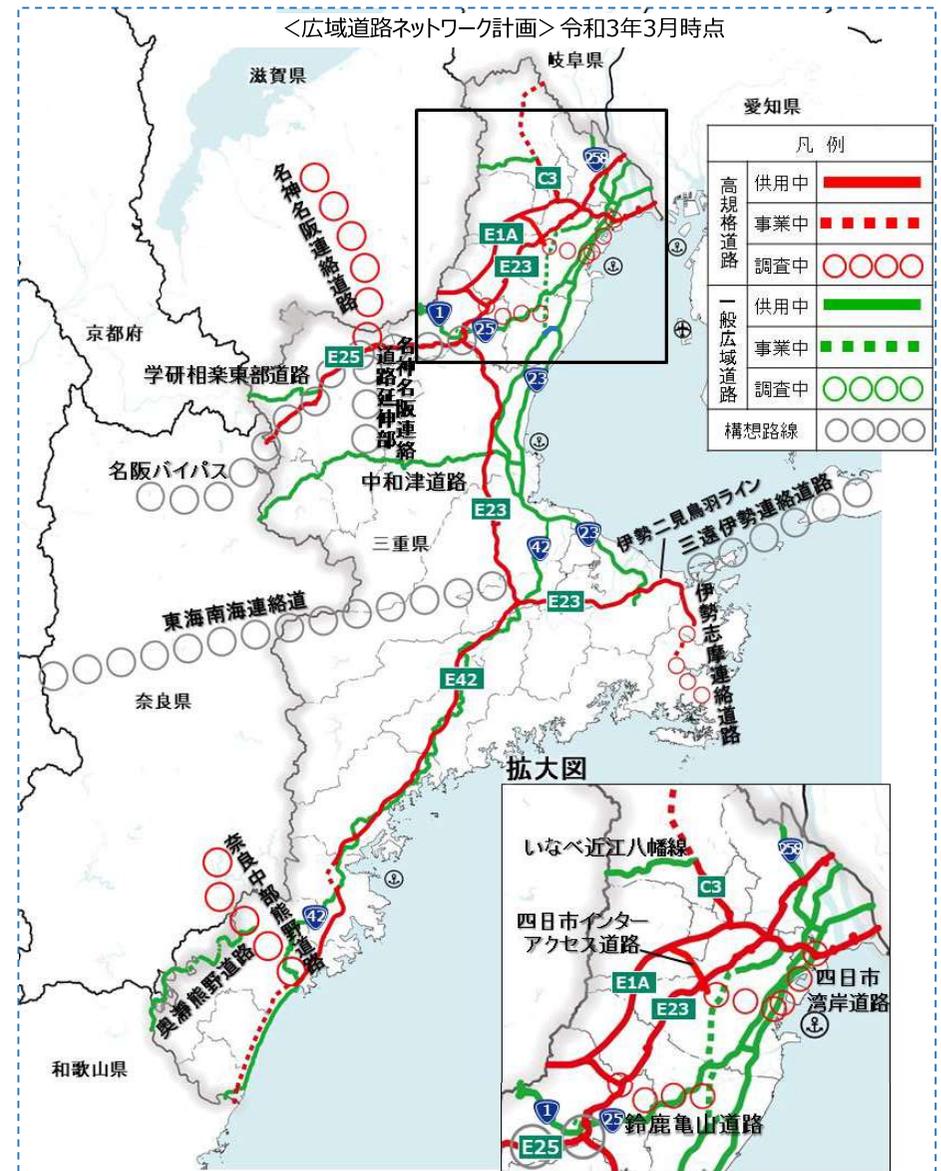
県内の製造業を中心としたものづくりにおける生産性の向上のため、北勢地域を中心とした海外との物流ネットワークや県外との広域的な物流ネットワークを強化

#### ・観光周遊や観光誘客のための主要な観光地を連絡するネットワークの強化

主要な観光地へのアクセスの向上等、広域的な道路ネットワークの強化による海外や県外からの来訪者の移動の円滑化

#### ・県民の皆さんの安全・安心のためのネットワークの強化

災害につよい県土づくりのため、道路ネットワークにおけるミッシングリンクやボトルネックの解消及び代替・補完路の確保などによる代替性の高いネットワークの形成



### (2) 広域道路を補完する道路ネットワークに関する基本方針

#### ・広域道路ネットワークへのアクセス強化

高規格道路や一般広域道路の整備効果を最大限発揮させるためのアクセス道路の整備

#### ・工業団地等へのアクセス強化

企業立地を促進するため、高規格道路や一般広域道路と工業団地などを結ぶアクセス道路の整備

#### ・観光地へのアクセス強化

県内の豊富な観光資源や、豊かな自然、歴史風土を生かした地域活性化のための主要な観光地へのアクセス道路の整備

#### ・渋滞緩和に資する道路の整備

県民の日常生活に影響を与えている渋滞を緩和するためのバイパス整備や交差点の改良

#### ・生活道路のすれ違い困難箇所の解消

各路線に求められる役割や機能に応じ、バイパスや拡幅などの抜本改良に加え、待避所の設置や道路空間を有効に活用した部分的な改良などの柔軟な整備手法の活用

#### ・通学路の整備

通学路をはじめとする身近な生活道路の交通安全性の向上を図るための歩道などの整備

#### 広域道路ネットワークへのアクセス強化



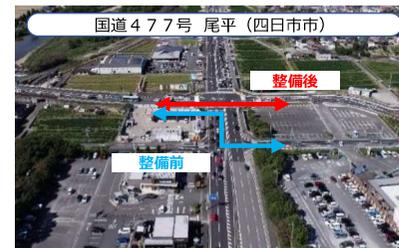
#### 工業団地等へのアクセス強化



#### 観光地へのアクセス強化



#### 交差点改良による渋滞緩和



#### 通学路の整備



#### すれ違い困難箇所の解消



## 4. 県内道路ネットワーク整備の取組 (防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策)

## 県内道路ネットワークの整備

### 緊急輸送道路の機能強化

災害発生時に対応できる輸送機能を確保するため、緊急輸送道路の改良や、橋の落橋・倒壊対策、法面对策を推進。

#### 緊急輸送道路の改良

国道368号 下太郎生工区 (津市)



#### 橋梁耐震対策

桑名東員線 中央大橋 (東員町)



#### 法面对策

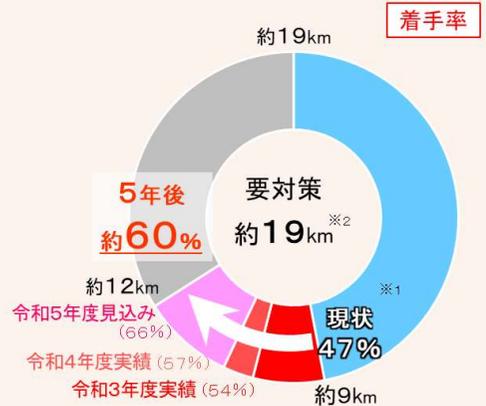
国道166号 大石工区 (松阪市)



### 5年後の達成目標

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策にともない、三重県においても、令和3年度に「5年後の達成目標」を定めて、計画的に対策を推進。

#### 第2次緊急輸送道路未改良区間の整備

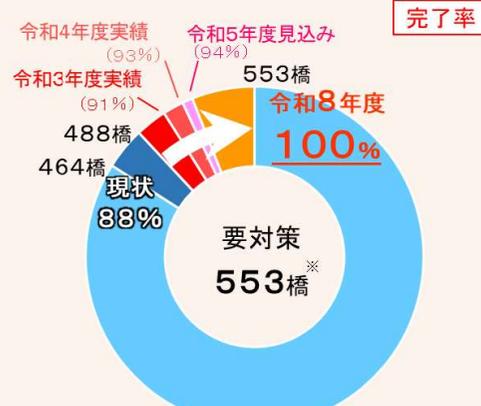


現状: 令和3年3月現在の着手済み延長数(約9km)

※1: 本対策は、3か年緊急対策の対象ではなかったため、従前は通常事業で対応

※2: 令和3年3月現在の未改良の第二次緊急輸送道路の延長

#### 緊急輸送道路上の橋梁の耐震補強

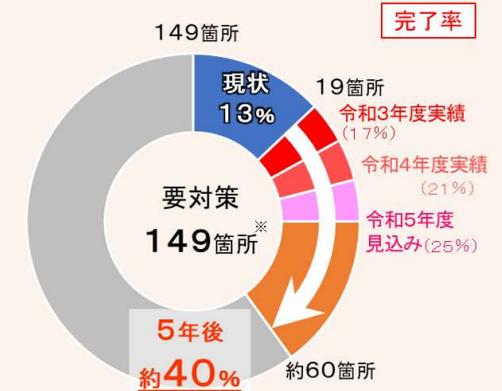


現状: 令和3年3月現在の対策完了箇所数(488橋)

3か年緊急対策で24橋実施

※: 令和3年3月現在の緊急輸送道路上の15m以上の橋梁数

#### 法面・盛土土砂災害防止対策



現状: 令和3年3月現在の対策完了箇所数(19箇所)

3か年緊急対策で19箇所実施

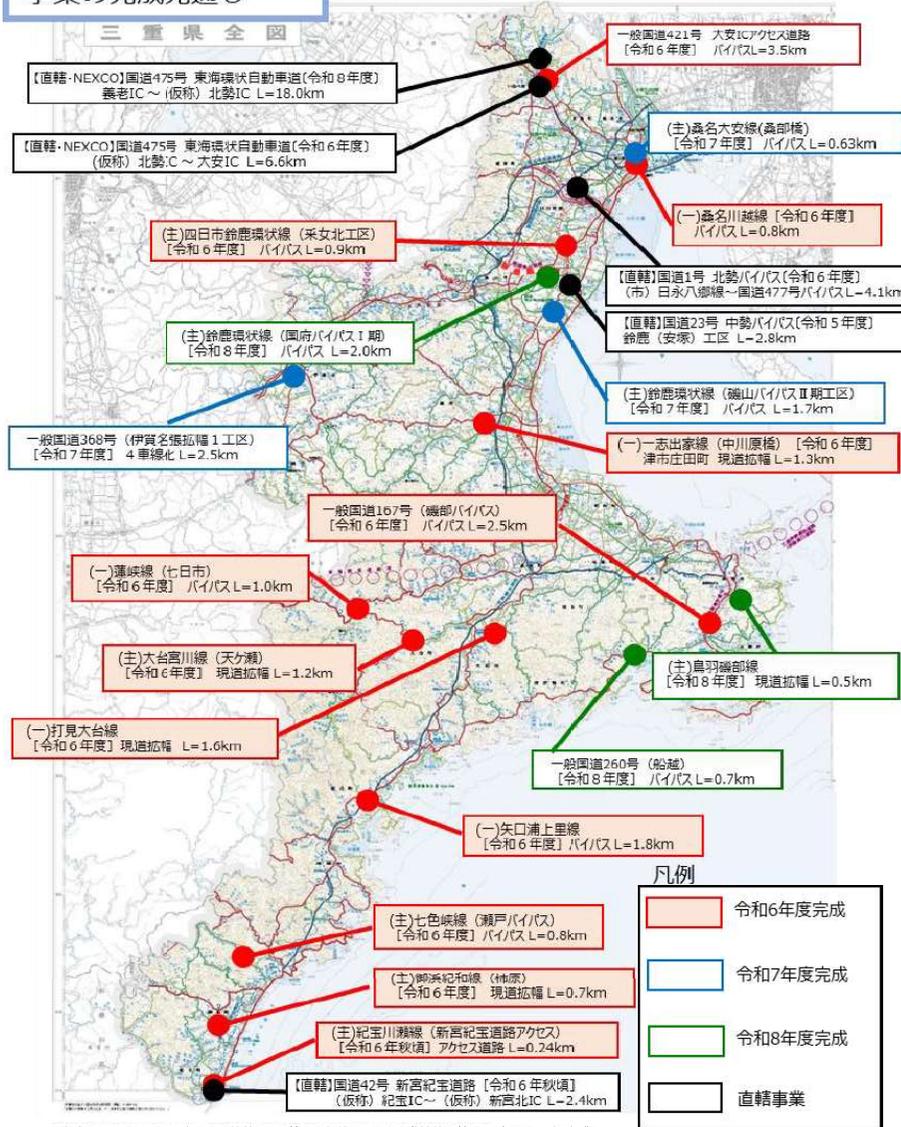
※: 平成30年度に実施した重要インフラの緊急点検結果による要対策箇所と点検以降判明した要対策箇所を加えた箇所数

# 5. 事業効果の発現

## 県内道路ネットワークの整備

### 完成見通しの公表と広報の取組

#### 事業の完成見通し



※完成見込みについては、今後の予算状況、用地の取得状況、工事の進捗状況等により変更になる場合がある。

### 県土整備部における広報の取組

#### 1. 公式SNSでの発信

- 道路の整備や利用に関する情報
- 河川や海岸の防災に関する情報
- 住まい・まちづくりに関する情報
- 日々の業務や建設現場の様子

など、公式SNSで県土整備部の情報を幅広くお届けしています。

Follow me! 三重県 県土整備部 Follow me!  
公式SNS やってます!

Instagram @mie\_kendoseibi

X (旧Twitter) @mie\_kendoseibi

「二次元コード」またはX(旧Twitter)・Instagram内で「三重県県土整備部」を検索!

#### 2. 各事務所の事業紹介

各事務所の事業紹介を庁内に掲示し、PRしています。

一般国道306号 鈴鹿亀山道路  
UAVレーザ測量など新技術を活用しながら早期整備に向けて事業推進を図ります

波瀬織和now w  
国道477号全線4車線化 & くい違い交差点解消

供用線

# 5. 事業効果の発現

## 県内道路ネットワークの整備

### 道路整備によるストック効果の事例

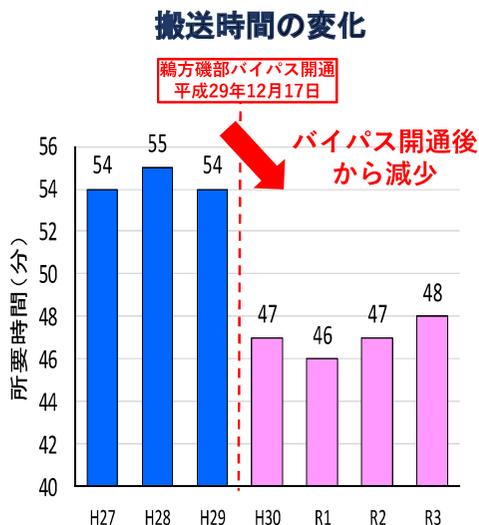
#### 観光振興（東海環状自動車道）



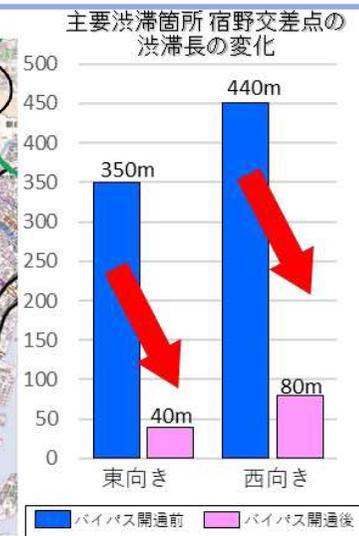
#### 企業立地の促進（中勢バイパス）



#### 救急搬送時間の減少（国道167号 鵜方磯部バイパス）



#### 渋滞長の減少（国道477号 四日市湯の山道路）



### (1) 道路インフラの現状

#### 県管理道路

R4.4.1 現在

種別	路線数	延長
国道	20	797.3km
主要地方道	68	1,101.8km
一般県道	237	1,549.9km
計	325路線	3,449.0km



#### 主な施設

R5.3.31 現在

橋梁	トンネル	道路附属物			
		横断歩道橋	シェッド	大型カルバート	門型標識
4,210橋	127本	105橋	22基	44基	20基

橋梁



トンネル



横断歩道橋



シェッド



大型カルバート



門型標識



### (2) 点検・修繕の状況

#### 点検・修繕の状況

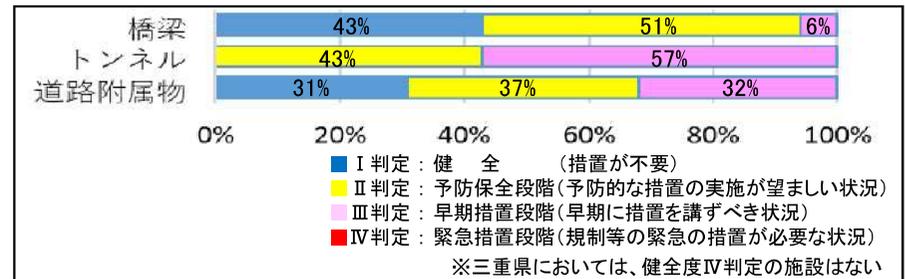
平成24年12月の中央自動車道笹子トンネルの天井板落下事故※が契機となり、平成25年に道路法の一部が改正された。

この改正に伴い、橋梁やトンネル等の道路施設について、5年に1回の点検が義務化された。

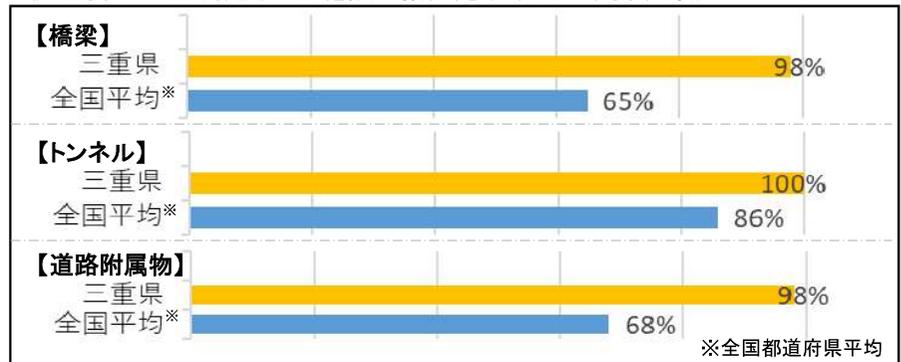
また、点検により健全度Ⅲ・Ⅳと判定された施設については、次回点検までに措置を講じる方針のもと進めており、1巡目点検で健全度Ⅲ・Ⅳの施設は、令和5年度中の措置完了を目標としている。

※天井板が138mにわたり崩落し、9名の尊い命が失われた事故

#### 1巡目(平成26(2014)～平成30(2018)年度)の点検結果



#### 1巡目(平成26(2014)～平成30(2018)年度)の点検で健全度Ⅲ・Ⅳと判定された施設の措置完了率(R4年度末時点)

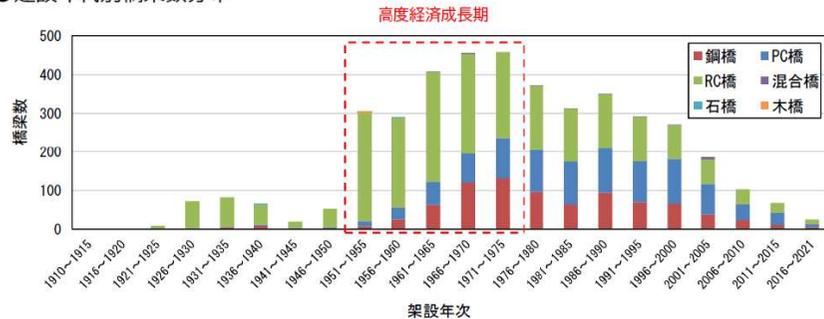


令和5年度中の措置完了に向けて着実に進めている

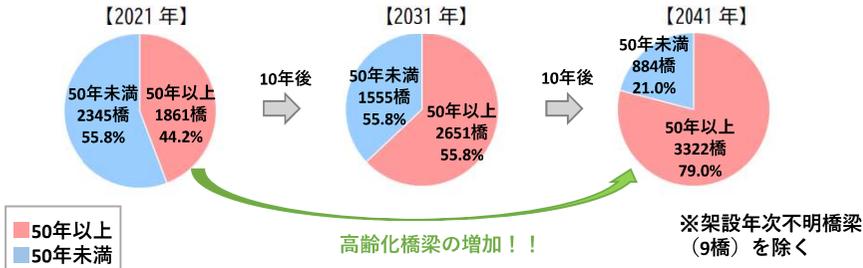
(3) 課題

高度経済成長期に建設された多くの施設が、建設後50年以上となる割合が増加するとともに、修繕が必要な施設も増加する

●建設年代別橋梁数分布



●経過年 50 年以上の橋梁数



損傷が軽度の段階で修繕することで、修繕コストを抑えられる



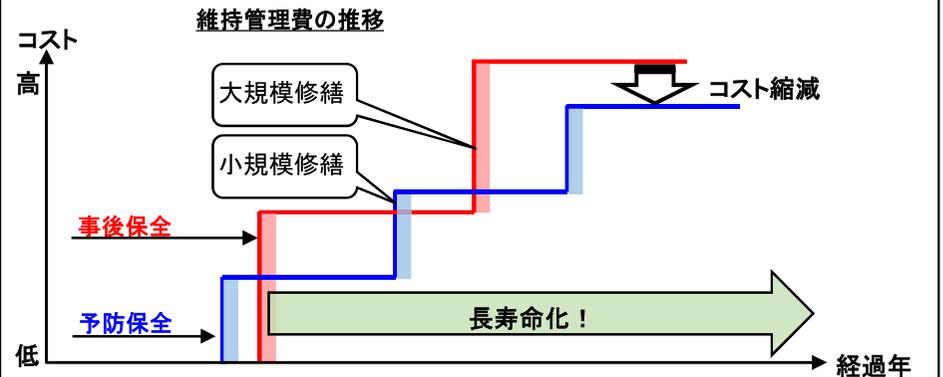
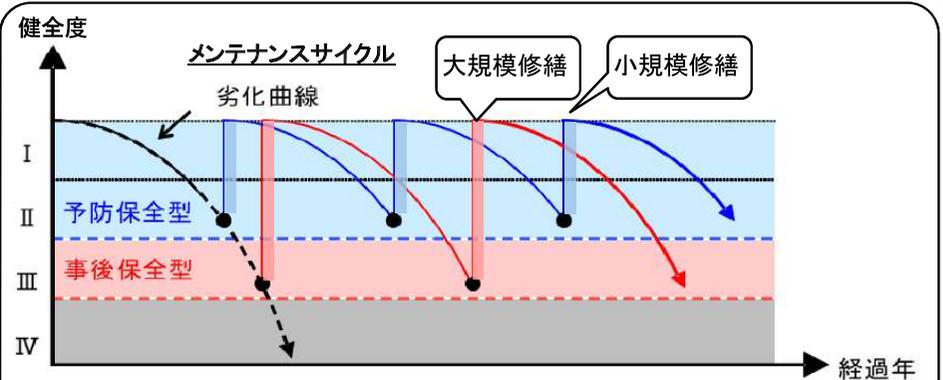
小 修繕費用 大

「事後保全」から「予防保全」への転換が重要

(4) 今後の取組

予防保全型メンテナンスへの転換の推進

国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等の予算を活用しながら予防保全型メンテナンスサイクルを推進し、施設の長寿命化および維持管理のコスト縮減に努める



施設の高齢化に対応するため、従来の「事後保全」から「予防保全」へ転換を進めるとともに、施設の長寿命化並びに修繕に係る費用の縮減に努めながら、道路の安全性・信頼性の向上を目指します。

(5) 新技術の活用

新技術の活用の推進

今後さらに、デジタル化や新技術を積極的に活用し、メンテナンスの効率化・高度化を推進

【橋梁点検で活用した技術】

【従来の手法】



近接目視

新技術



ドローンによる撮影



ひび割れ自動検出

【トンネル点検で活用した技術】

従来の手法



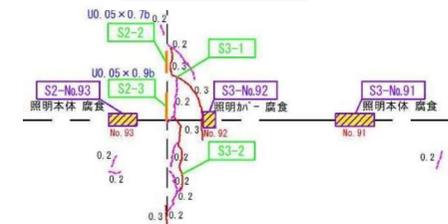
近接目視

新技術



点検車両による撮影

展開図のイメージ



撮影画像から、ひび割れ等の変状展開図を作成

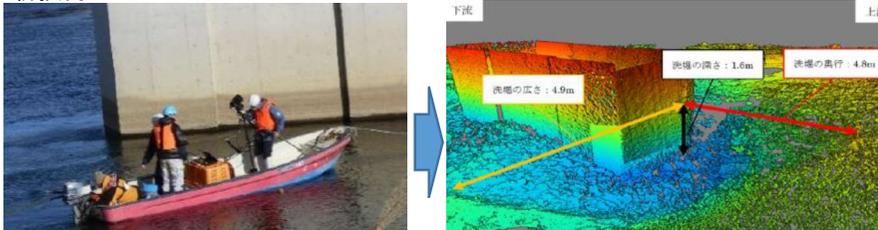
【他の新技術】※国土交通省資料より

従来の手法



潜水調査による河床洗堀の把握

新技術



水中3Dスキャナによる河床洗堀の把握

従来の手法



打音検査による変状の把握

新技術



レーザー打音による変状の把握

## (5) 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告について

令和4年度において、県土整備部の公の施設で指定管理者が管理を行った施設は以下のとおりです。

これらの施設について、指定管理者制度に関する取扱要綱に基づき、令和4年度分の管理状況を報告します。

さらに、令和4年度をもって指定期間が終了した県営都市公園について、同要綱に基づき、指定期間全体の管理の実績に関する評価結果を併せて報告します。

区分	施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間	報告内容	
				R4年度 管理状況	全期間 評価
県営都市公園	県営都市公園 北勢中央公園	株式会社名阪造園	H30. 4. 1～ R5. 3. 31	○	○
	県営都市公園 ダイセーフオレストパーク (鈴鹿青少年の森)	三重県森林組合連合会	H30. 4. 1～ R5. 3. 31	○	○
		鈴鹿フォレストパートナーズ株式会社	R5. 2. 1～ R23. 3. 31	○	—
	県営都市公園 亀山サンシャインパーク	サンシャインパーク GM	H30. 4. 1～ R5. 3. 31	○	○
	県営都市公園 大仏山公園	有限会社太陽緑地	H30. 4. 1～ R5. 3. 31	○	○
	県営都市公園 熊野灘臨海公園	紀伊長島レクリエーション都市開発株式会社	H30. 4. 1～ R5. 3. 31	○	○
下水道施設	三重県流域下水道施設	公益財団法人三重県下水道公社	H31. 4. 1～ R6. 3. 31	○	—
県営住宅及び特定公共賃貸住宅	三重県営住宅 ＜北勢ブロック＞	鈴鹿亀山不動産事業協同組合	H31. 4. 1～ R6. 3. 31	○	—
	三重県営住宅及び 三重県特定公共賃貸住宅 ＜中勢伊賀ブロック＞	伊賀南部不動産事業協同組合	H31. 4. 1～ R6. 3. 31	○	—
	三重県営住宅及び 三重県特定公共賃貸住宅 ＜南勢ブロック＞	三重県南勢地区管理事業共同体	H31. 4. 1～ R6. 3. 31	○	—
	三重県営住宅 ＜東紀州ブロック＞	三重県南勢地区管理事業共同体	H31. 4. 1～ R6. 3. 31	○	—

## ■指定管理者の自己評価の基準

評価項目1の評価：

- 「A」 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
- 「B」 業務計画を順調に実施している。
- 「C」 業務計画を十分には実施できていない。
- 「D」 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

評価項目2、3の評価：

- 「A」 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
- 「B」 当初の目標を達成している。
- 「C」 当初の目標を十分には達成できていない。
- 「D」 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

## ■県の評価の基準

- 「+」 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。
- 「-」 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。
- 「 」(空白) 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告<令和4年度分> (概要)

施設の名称	県営都市公園 北勢中央公園				県営都市公園 ダイセーフオレストパーク (鈴鹿青少年の森)			
指定管理者の名称	株式会社名阪造園				三重県森林組合連合会 鈴鹿フォレストパートナーズ株式会社 (R5. 2~)			
業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園の維持修繕及び巡視点検に関する業務</li> <li>公園の利用者への案内に関する業務</li> <li>条例に基づく公園の利用時間の変更、公園内の行為の制限、利用の禁止又は制限</li> <li>公園施設のうち野球場、テニスコートの利用の許可</li> <li>公園の利用の促進</li> <li>その他の業務</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>公園の維持修繕及び巡視点検に関する業務</li> <li>公園の利用者への案内に関する業務</li> <li>条例に基づく公園の利用時間の変更、公園内の行為の制限、利用の禁止又は制限</li> <li>公園の利用の促進</li> <li>その他の業務</li> </ul> ※ 鈴鹿フォレストパートナーズ(株)は、令和5年2月から公園の一部区域の管理を実施			
成果目標及び実績	内容		目標	実績	内容		目標	実績
	年間公園利用者数		235,000人	175,803人	年間公園利用者数		280,000人	193,985人
評価項目と内容	R3		R4		R3		R4	
	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価
1 管理業務の実施状況	B		B		B		B	
2 施設の利用状況	B		B		B		B	
3 成果目標及びその実績	D	+	D	+	D	+	D	+
県の総括的な評価	<指定管理者の評価に対する県の評価> ・「管理業務の実施状況」は、業務仕様書に基づき適切に行っており、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。  ・「施設の利用状況」は、昨年度に続き、新型コロナウイルス感染症の影響で集客が困難な中、感染防止対策を徹底した上でのイベント開催や、Webを活用した情報発信などを行って集客に努めたことから、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。  ・「成果目標及びその実績」は、成果目標である年間公園利用者数の達成率が74.8%と80%未満であり、定量的な基準に基づく自己評価はD評価となる。ただし、北勢地域の新型コロナウイルス感染症の感染状況が県内でも顕著で集客イベントの開催に慎重にならざるを得なかったことや、野球場利用が低調であったことなどから公園利用者数が減少する中でも、自主事業として当公園の環境を活かした野外での体験型イベントを行うなど、感染対策に留意しながら公園の利用促進に最大限努め、かつ公園利用者の満足度も高かったことから、県としては「+評価」とし、指定管理者の自己評価より高く評価した。				<指定管理者の評価に対する県の評価> ・「管理業務の実施状況」は、業務仕様書に基づき適切に行っており、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。  ・「施設の利用状況」は、昨年度に続き、新型コロナウイルス感染症の影響で集客が困難な中、感染防止対策を徹底した上でのイベント開催や、Web及び鈴鹿市広報を活用した情報発信を行って集客に努めたことから、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。  ・「成果目標及びその実績」は、成果目標である年間公園利用者数の達成率が69.3%と80%未満であり、定量的な基準に基づく自己評価はD評価となる。ただし、北勢地域の新型コロナウイルス感染症の感染状況が県内でも顕著で集客イベントの開催に慎重にならざるを得なかったことや、学校等による団体利用が低調であったことなどから公園利用者が減少する中でも、自主事業として当公園の環境を活かした植物観察会を行うなど、感染対策に留意しながら公園の利用促進に最大限努め、かつ公園利用者の満足度も高かったことから、県としては「+評価」とし、指定管理者の自己評価より高く評価した。			
	<今後の課題又は指定管理者への期待> ・指定管理者には、利用者の安全確保に向けた施設の適切な維持管理の徹底とともに、野球場やテニスコートといったスポーツ施設と自然林や里山保存エリアなどの恵まれた自然をとともに有する当公園の特色を最大限に活かす利用促進策の更なる展開を期待する。				<今後の課題又は指定管理者への期待> ・指定管理者には、恵まれた立地やPark-PI事業で設置した施設(カフェ)による集客を最大限に活かしつつ、令和6年度からの鈴鹿青少年センター「スズカト」との一体運用の開始を踏まえ、更なる公園の魅力向上につながる施策の展開を期待する。			

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告<令和4年度分> (概要)

施設の名称	県営都市公園 亀山サンシャインパーク				県営都市公園 大仏山公園			
指定管理者の名称	サンシャインパークGM				有限会社太陽緑地			
業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園の維持修繕及び巡視点検に関する業務</li> <li>・公園の利用者への案内に関する業務</li> <li>・条例に基づく公園の利用時間の変更、公園内の行為の制限、利用の禁止又は制限</li> <li>・公園の利用の促進</li> <li>・その他の業務</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園の維持修繕及び巡視点検に関する業務</li> <li>・公園の利用者への案内に関する業務</li> <li>・条例に基づく公園の利用時間の変更、公園内の行為の制限、利用の禁止又は制限</li> <li>・公園施設のうち野球場、テニスコート及びゲートボール場の利用の許可</li> <li>・公園の利用の促進</li> <li>・その他の業務</li> </ul>			
成果目標及び実績	内容		目標	実績	内容		目標	実績
	年間公園利用者数		810,000人	834,994人	年間公園利用者数		215,000人	212,776人
評価項目と内容	R3		R4		R3		R4	
	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価
1 管理業務の実施状況	B		B		B		B	
2 施設の利用状況	B		B		B		B	
3 成果目標及びその実績	C	+	B		C	+	B	
県の総括的な評価	<p>&lt;指定管理者の評価に対する県の評価&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「管理業務の実施状況」は、業務仕様書に基づき適切に行っており、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。</li> <li>・「施設の利用状況」は、昨年度に続き、新型コロナウイルス感染症の影響で集客が困難な中、感染防止対策を徹底した上でのイベント開催や、Web及び観光情報誌、亀山市広報を活用した情報発信等を行って集客に努めたことから、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。</li> <li>・「成果目標及びその実績」は、公園利用者数が目標値の103.1%となり、目標達成となった。これは、感染防止対策を徹底しながら、利用者が安全・安心に利用できるような適切な管理業務を行うとともに、自主事業の実施等で公園の利用促進に努めた結果といえることから、県としても指定管理者の自己評価と同じ評価とした。</li> </ul> <p>&lt;今後の課題又は指定管理者への期待&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者には、ハイウェイオアシスであることや、ボランティア活動など地域とのつながりがあることを活かして、利用者の安全確保に向けた施設の適切な維持管理の徹底とともに、高速道路利用者からも、地域住民からも愛される公園をめざした管理運営を期待する。</li> </ul>				<p>&lt;指定管理者の評価に対する県の評価&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「管理業務の実施状況」は、業務仕様書に基づき適切に行っており、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。</li> <li>・「施設の利用状況」は、昨年度に続き、新型コロナウイルス感染症の影響で集客が困難な中でも、感染防止対策を徹底した上でのイベント開催や、Webを活用した情報発信等を行って集客に努めたことから、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。</li> <li>・「成果目標及びその実績」は、公園利用者数が目標値の99.0%となり、目標をほぼ達成した。これは、感染防止対策を徹底しながら、利用者が安全・安心に利用できるような適切な管理業務を行うとともに、自主事業の実施等で公園の利用促進に努めた結果といえることから、県としても指定管理者の自己評価と同じ評価とした。</li> </ul> <p>&lt;今後の課題又は指定管理者への期待&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者には、利用者の安全確保に向けた施設の適切な維持管理の徹底とともに、野球場やテニスコートなどのスポーツ施設に加えて、自然散策路などの恵まれた自然を有する当公園の特色を最大限に活かして、更なる公園の利用促進策の展開を期待する。</li> </ul>			

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告<令和4年度分> (概要)

施設の名称	県営都市公園 熊野灘臨海公園				三重県流域下水道施設			
指定管理者の名称	紀伊長島レクリエーション都市開発株式会社				公益財団法人三重県下水道公社			
業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園の維持修繕及び巡視点検に関する業務</li> <li>公園の利用者への案内に関する業務</li> <li>条例に基づく公園の利用時間の変更、公園内の行為の制限、利用の禁止又は制限</li> <li>公園の利用の促進</li> <li>その他の業務</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>流域下水道の機械設備及び電気設備の運転操作に関する業務</li> <li>流域下水道の施設、設備及び備品の維持管理に関する業務</li> <li>その他の業務</li> </ul>			
主な成果目標及び実績	内容		目標	実績	内容		目標	実績
	年間公園利用者数		580,000人	646,233人	目標放流水質(最大値) 【北部浄化センター】	COD	18mg/l	11mg/l
						T-N	14mg/l	12mg/l
評価項目と内容	R3		R4		R3		R4	
	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価
1 管理業務の実施状況	B		B		A		B	
2 施設の利用状況	B		B		A		A	
3 成果目標及びその実績	B		A		A		A	
県の総括的な評価	<p>&lt;指定管理者の評価に対する県の評価&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「管理業務の実施状況」は、業務仕様書に基づき適切に行っており、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。</li> <li>「施設の利用状況」は、昨年度に続き、新型コロナウイルス感染症の影響で集客が困難な中、感染防止対策を徹底した上でのイベント開催や、Webを活用した情報発信などを行って集客に努めたことから、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。</li> <li>「成果目標及びその実績」は、公園利用者数が目標値の111.4%となった。これは、感染防止対策を徹底しながら、利用者が安全・安心に利用できるような適切な管理業務を行うとともに、自主事業の実施等で公園の利用促進に努めた結果といえることから、県としても指定管理者の自己評価と同じ評価とした。</li> </ul> <p>&lt;今後の課題又は指定管理者への期待&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定管理者には、利用者の安全確保に向けた施設の適切な維持管理の徹底とともに、プールやキャンプ場の屋外Wi-Fi設備など県が整備した施設を最大限に活用しつつ、隣接する民間宿泊施設等との相乗効果を発揮して、大都市からのレジャー需要の受け皿としての機能の強化を図ることで、公園の利用促進につながる更なる施策展開を期待する。</li> <li>また、公園利用者数のうち大きな割合を占める「道の駅」利用者を、当公園のその他の地区へ誘導して、公園全体の利用促進を図る方策の展開を期待する。</li> </ul>				<p>&lt;指定管理者の評価に対する県の評価&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「管理業務の実施状況」は、業務計画書に定めた管理業務について、一つの浄化センターで一時的に目標放流水質を超過した事案を除き、年間を通じ、目標放流水質での運転管理に努め、安定したサービスの提供を行ったため、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。</li> <li>「施設の利用状況」は、新型コロナウイルス感染防止対策を講じた上、施設見学者の受入や出前教室など積極的に下水道の普及啓発に取り組んだことから、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。</li> <li>「成果目標及びその実績」は、下水処理に係る専門的な知識とノウハウを活かし、汚泥含水率の目標を達成でき、コスト縮減も目標以上の成果を上げていることから、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。</li> </ul> <p>&lt;今後の課題又は指定管理者への期待&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>今後も安定した維持管理体制の継続に努め、目標放流水質を遵守した良好な放流水質を確保するとともに、引き続き積極的な普及啓発に取り組むことを期待する。</li> <li>施設の長寿命化等によるライフサイクルコスト低減に向けた効果的な点検や適切な維持管理及び修繕についても期待する。</li> </ul>			

## 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告<令和4年度分>（概要）

施設の名称	三重県営住宅〈北勢ブロック〉			三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅〈中勢伊賀ブロック〉				
指定管理者の名称	鈴鹿亀山不動産事業協同組合			伊賀南部不動産事業協同組合				
業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県営住宅及び共同施設の管理に関する業務（県営住宅の入居者の決定、使用料の決定等を除く）</li> <li>・県営住宅及び共同施設の施設・設備等の維持、保守管理、修繕等に関する業務</li> <li>・その他の業務</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・県営住宅及び県特定公共賃貸住宅並びに共同施設の管理に関する業務（県営住宅等の入居者の決定、使用料の決定等を除く）</li> <li>・県営住宅等及び共同施設の施設・設備等の維持、保守管理、修繕等に関する業務</li> <li>・その他の業務</li> </ul>				
成果目標及び実績	内容	目標	実績	内容	目標	実績		
	建物等の点検確認	毎月2回以上	月平均3.8回	建物等の点検確認	毎月2回以上	月平均5.1回		
	迅速かつ誠実な対応	1時間以内	緊急な修繕要望等に1時間以内に対応	迅速かつ誠実な対応	1時間以内	緊急な修繕要望等に1時間以内に対応		
評価項目と内容	R3		R4		R3		R4	
	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価
1 管理業務の実施状況	A		A		A		A	
2 施設の利用状況	B		B		B		B	
3 成果目標及びその実績	A		A		A		A	
県の総括的な評価	<p>&lt;指定管理者の評価に対する県の評価&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「管理業務の実施状況」は、入居者アンケートにおいて、88.9%が「どちらかと言えば住みやすい」以上の評価をしており、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。</li> <li>・「施設の利用状況」は、令和4年度の入居率が前年度に対して減少しているものの減少幅が1.1%（令和4年度の入居率64.7%）であったため、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。</li> <li>・「成果目標及びその実績」は、建物点検回数を月平均3.8回実施しており、また、入居者アンケートにおいて、修繕のあった入居者の87.2%が「思っていたとおりの対応時間」以上の評価をしていることから、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。</li> </ul> <p>&lt;今後の課題又は指定管理者への期待&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入居希望者や入居者への丁寧な対応や速やかで適切な修繕の実施など、今後とも一層のサービス向上と適切な施設・設備等の管理を期待する。</li> </ul>				<p>&lt;指定管理者の評価に対する県の評価&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「管理業務の実施状況」は、入居者アンケートにおいて、92.5%が「どちらかと言えば住みやすい」以上の評価をしており、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。</li> <li>・「施設の利用状況」は、令和4年度の入居率が前年度に対して減少しているものの減少幅が2.4%（令和4年度の入居率62.4%）であったため、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。</li> <li>・「成果目標及びその実績」は、建物点検回数を月平均5.1回実施しており、また、入居者アンケートにおいて、修繕のあった入居者の89.1%が「思っていたとおりの対応時間」以上の評価をしていることから、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。</li> </ul> <p>&lt;今後の課題又は指定管理者への期待&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入居希望者や入居者への丁寧な対応や速やかで適切な修繕の実施など、今後とも一層のサービス向上と適切な施設・設備等の管理を期待する。</li> <li>・また、管理戸数に対して新規募集戸数が少ないので、新規募集の修繕費を縮減することにより募集戸数を増加させるなど入居率の向上に取り組まれない。</li> </ul>			

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告<令和4年度分> (概要)

施設の名称	三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅 (南勢ブロック)			三重県営住宅 (東紀州ブロック)				
指定管理者の 名称	三重県南勢地区管理事業共同体			三重県南勢地区管理事業共同体				
業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県営住宅及び県特定公共賃貸住宅並びに共同施設の管理に関する業務 (県営住宅等の入居者の決定、使用料の決定等を除く)</li> <li>・県営住宅等及び共同施設の施設・設備等の維持、保守管理、修繕等に関する業務</li> <li>・その他の業務</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・県営住宅及び共同施設の管理に関する業務 (県営住宅の入居者の決定、使用料の決定等を除く)</li> <li>・県営住宅及び共同施設の施設・設備等の維持、保守管理、修繕等に関する業務</li> <li>・その他の業務</li> </ul>				
成果目標 及び実績	内容	目標	実績	内容	目標	実績		
	建物等の点検確認	毎月2回以上	月平均3.2回	建物等の点検確認	毎月2回以上	月平均3.2回		
	迅速かつ誠実な対応	1時間以内	緊急な修繕要望等に1時間以内に対応	迅速かつ誠実な対応	1時間以内	緊急な修繕要望等に1時間以内に対応		
評価項目 と内容	R3		R4		R3		R4	
	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価
1 管理業務の 実施状況	A		A		A		A	
2 施設の利用 状況	B		B		A		B	
3 成果目標及び その実績	A		A		A		A	
県の総括的な 評価	<p>&lt;指定管理者の評価に対する県の評価&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「管理業務の実施状況」は、入居者アンケートにおいて、91.8%が「どちらかと言えば住みやすい」以上の評価をしており、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。</li> <li>・「施設の利用状況」は、令和4年度の入居率が前年度に対して減少しているものの減少幅が3.9% (令和4年度の入居率69.5%)であったため、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。</li> <li>・「成果目標及びその実績」は、建物点検回数を月平均3.2回実施しており、また、入居者アンケートにおいて、修繕のあった入居者の85.9%が「思っていたとおりの対応時間」以上の評価をしていることから、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。</li> </ul> <p>&lt;今後の課題又は指定管理者への期待&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入居希望者や入居者への丁寧な対応や速やかで適切な修繕の実施など、今後とも一層のサービス向上と適切な施設・設備等の管理を期待する。</li> </ul>				<p>&lt;指定管理者の評価に対する県の評価&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「管理業務の実施状況」は、入居者アンケートにおいて、86.0%が「どちらかと言えば住みやすい」以上の評価をしており、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。</li> <li>・「施設の利用状況」は、令和4年度の入居率が前年度に対して減少しているものの減少幅が2.6% (令和4年度の入居率92.2%)であったため、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。</li> <li>・「成果目標及びその実績」は、建物点検回数を月平均3.2回実施しており、また、入居者アンケートにおいて、修繕のあった入居者の88.2%が「思っていたとおりの対応時間」以上の評価をしていることから、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。</li> </ul> <p>&lt;今後の課題又は指定管理者への期待&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入居希望者や入居者への丁寧な対応や速やかで適切な修繕の実施など、今後とも一層のサービス向上と適切な施設・設備等の管理を期待する。</li> </ul>			

## 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告＜全期間評価＞（概要）

施設の名称	県営都市公園 北勢中央公園				県営都市公園 ダイセーフオレストパーク (鈴鹿青少年の森)							
指定管理者の名称	株式会社名阪造園				三重県森林組合連合会							
指定の期間	平成30年4月1日～令和5年3月31日				平成30年4月1日～令和5年3月31日							
評価項目	H30		R1		R2		H30		R1		R2	
	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価
管理業務の実施状況	B		B		B		B		B		B	
施設の利用状況	B		B		B		B		B		B	
成果目標及びその実績	B		B		C	+	B		A		D	+
	R3		R4		/		R3		R4		/	
	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価			指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価		
管理業務の実施状況	B		B				B		B			
施設の利用状況	B		B				B		B			
成果目標及びその実績	D	+	D	+			D	+	D	+		
指定期間全体の県の総括評価	<p>・ 日常の維持管理を適切に実施しつつ、自主事業として集客イベントや園内の自然を活かしたフォトコンテスト、自然観察会、体験型ワークショップ等の実施、Webを活用したPRなどを積極的に行い、施設の利用促進に努めた。</p> <p>・ 令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響による外出自粛や集客イベントの中止等が影響して公園利用者数が減少して、成果目標を達成できなかった。</p> <p>・ なお、成果目標が未達であった年度も、積極的な集客が困難な状況下で、中小規模のイベントを新たに開催するなど工夫して施設の利用促進に努めたことから、「成果目標及びその実績」の県の評価は、指定管理者が定量的な基準に基づいて行った自己評価よりも高く評価した。</p> <p>・ 指定管理期間を通じて施設の維持管理を適切に実施し、民間事業者ならではの柔軟な発想で集客に努めていたことから、適切に指定管理業務が実施されたと評価する。</p> <p>・ 今後も、公園利用者の安全確保を最優先にしつつ、利用ニーズを反映し、更なる利用促進につながる取組を期待する。</p>						<p>・ 日常の維持管理を適切に実施しつつ、自主事業として集客イベントや木工教室やスポーツ体験会、専門家を招いての自然観察会等の実施、Web及び市広報を活用したPRなどを積極的に行い、施設の利用促進に努めた。</p> <p>・ 令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響による外出自粛や、集客イベントの中止等が影響して公園利用者数が減少し、成果目標を達成できなかった。</p> <p>・ なお、成果目標が未達であった年度も、積極的な集客が困難な状況下で、園内植物の観察会を継続開催するなど工夫して施設の利用促進に努めたことから、「成果目標及びその実績」の県の評価は、指定管理者が定量的な基準に基づいて行った自己評価よりも高く評価した。</p> <p>・ 指定管理期間を通じて施設の維持管理を適切に実施し、民間事業者ならではの柔軟な発想で集客に努めていたことから、適切に指定管理業務が実施されたと評価する。</p> <p>・ 今後も、公園利用者の安全確保を最優先にしつつ、利用ニーズを反映し、更なる利用促進につながる取組を期待する。</p>					

**指定管理者が行う公の施設の管理状況報告<全期間評価>(概要)**

施設の名称	県営都市公園 亀山サンシャインパーク						県営都市公園 大仏山公園					
指定管理者の名称	サンシャインパークGM						有限会社太陽緑地					
指定の期間	平成30年4月1日 ~ 令和5年3月31日						平成30年4月1日 ~ 令和5年3月31日					
評価項目	H30		R1		R2		H30		R1		R2	
	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価
管理業務の実施状況	B		B		B		B		B		B	
施設の利用状況	B		B		B		B		B		B	
成果目標及びその実績	B		B		D	+	B		B		C	+
	R3		R4		/		R3		R4		/	
	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価			指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価		
管理業務の実施状況	B		B				B		B			
施設の利用状況	B		B				B		B			
成果目標及びその実績	C	+	B		C	+	B					
指定期間全体の県の総括評価	<p>・ 日常の維持管理を適切に実施しつつ、自主事業として高速道路施設と連携した集客イベントや体験型ワークショップ、親子カー教室などの実施、市広報や観光情報誌を活用したPRなどを積極的に行い、施設の利用促進に努めた。</p> <p>・ 令和2～3年度は新型コロナウイルス感染症の影響による外出自粛や、集客イベントの中止等が影響して公園利用者数が減少し、成果目標を達成できなかった。</p> <p>・ なお、成果目標が未達であった年度も、積極的な集客が困難な状況下で、野外での集客イベントを継続するなど、工夫して施設の利用促進に努めたことから、「成果目標及びその実績」の県の評価は、指定管理者が定量的な基準に基づいて実施した自己評価よりも高く評価した。</p> <p>・ 指定管理期間を通じて施設の維持管理を適切に実施し、民間事業者ならではの柔軟な発想で集客に努めていたことから、適切に指定管理業務が実施されたと評価する。</p> <p>・ 今後も、公園利用者の安全確保を最優先にしつつ、利用ニーズを反映し、更なる利用促進につながる取組を期待する。</p>						<p>・ 日常の維持管理を適切に実施しつつ、ステージイベントや飲食スペースを設けるマルシェイベントやテニス教室、門松づくりのワークショップ教室、星の観察会などの実施、Webを活用したPRなどを積極的に行い、施設の利用促進に努めた。</p> <p>・ 令和2～3年度は新型コロナウイルス感染症の影響による外出自粛や、集客イベントの中止等が影響して公園利用者数が減少し、成果目標を達成できなかった。</p> <p>・ なお、成果目標が未達であった年度も、積極的な集客が困難な状況下で、テイクアウト料理の販売イベントの実施など、工夫して施設の利用促進に努めたことから、「成果目標及びその実績」の県の評価は、指定管理者が定量的な基準に基づいて実施した自己評価よりも高く評価した。</p> <p>・ 指定管理期間を通じて施設の維持管理を適切に実施し、民間事業者ならではの柔軟な発想で集客に努めていたことから、適切に指定管理業務が実施されたと評価する。</p> <p>・ 今後も、公園利用者の安全確保を最優先にしつつ、利用ニーズを反映し、更なる利用促進につながる取組を期待する。</p>					

**指定管理者が行う公の施設の管理状況報告<全期間評価>(概要)**

施設の名称	県営都市公園 熊野灘臨海公園						
指定管理者の名称	紀伊長島レクリエーション都市開発株式会社						
指定の期間	平成30年4月1日 ~ 令和5年3月31日						
評価項目	H30		R 1		R 2		
	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	
	管理業務の実施状況	B		B		B	
	施設の利用状況	B		B		C +	
	成果目標及びその実績	A		A		C +	
	R 3		R 4		/		
	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価			
	管理業務の実施状況	B		B			
	施設の利用状況	B		B			
	成果目標及びその実績	B		A			
指定期間全体の県の総括評価	<p>・ 日常の維持管理を適切に実施しつつ、自主事業として道の駅を会場とした集客イベントや体験型ワークショップの実施、オートキャンプ場や近隣民間施設と連携した誘客、Webを活用したPRなどを積極的に行い、施設の利用促進に努めた。</p> <p>・ 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響による外出自粛や、集客イベントの中止等が影響して公園利用者数が減少し、成果目標を達成できなかった。</p> <p>・ なお、成果目標が未達であった年度も、積極的な集客が困難な状況下で、小規模なワークショップイベントを開催するなど工夫して施設の利用促進に努めたことから、「成果目標及びその実績」の県の評価は、指定管理者が定量的な基準に基づいて行った自己評価よりも高く評価した。</p> <p>・ 指定管理期間を通じて施設の維持管理を適切に実施し、民間事業者ならではの柔軟な発想で集客に努めていたことから、適切に指定管理業務が実施されたと評価する。</p> <p>・ 今後も、公園利用者の安全確保を最優先にしつつ、利用ニーズを反映し、更なる利用促進につながる取組を期待する。</p>						

## (6) 指定管理候補者の選定状況報告について

### 三重県流域下水道施設に係る指定管理候補者の選定状況について

#### 1 概要

県土整備部が所管する三重県流域下水道施設については、現在の指定管理期間が令和6年3月末で終了することから、令和6年4月から5年間の次期指定管理者の選定手続きを現在進めています。

同施設は、県民生活の重要なライフラインとして、県内のすべての処理施設の運転管理と設備等の維持管理業務を統括的に行い、適正に汚水を処理する運営が求められており、この役割を果たすことができるのは、昭和63年以来、適正に施設を運営し、施設の能力や状態を熟知している公益財団法人三重県下水道公社（以下「公社」という。）以外にはないと考えられることから、公募によらず公社を指定管理候補者として選定することとしています。

公社を指定管理候補者として選定するにあたり、三重県流域下水道条例に定める選定基準に照らして公社の事業計画書等を総合的に審査する必要があるため、同条例に基づき、外部の有識者等による三重県流域下水道施設指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置しています。令和5年7月21日の第1回選定委員会においては、審査基準及び配点表が決定され、決定内容等をもとに公社に事業計画書を含む申請書の提出を求めたところ、公社から申請がありました。

#### 2 選定及び審査に関する事項

##### (1) 委員の氏名及び役職名（敬称略）

委員長	勝又 英之	（三重大学大学院工学研究科准教授）
委員	黒田 朱里	（公認会計士）
委員	前田 朝子	（三重県中小企業レディース中央会会長）
委員	森 公子	（公募委員）
委員	山本 純	（地方共同法人日本下水道事業団東海総合事務所 運用支援課 専門幹）

##### (2) 審査基準及び配点表

「別紙1」のとおり。

##### (3) 選定委員会の開催状況及び審議内容

令和5年	7月21日	第1回選定委員会（審査基準及び配点表を決定）
	10月26日（予定）	第2回選定委員会（ヒアリング審査・総合審査）

#### 3 申請に関する事項

##### (1) 申請者の名称

公益財団法人三重県下水道公社

- (2) 申請者が作成した事業計画書の要旨  
「別紙2」のとおり。

#### 4 進捗状況及び今後の予定

##### (1) 進捗状況

令和5年	7月 21日	第1回選定委員会（審査基準及び配点表を決定）
	8月 18日	申請要項の送付
	9月 22日	申請の受付

##### (2) 今後の予定

令和5年	10月 26日	第2回選定委員会（ヒアリング審査・総合審査）
	11月 下旬	令和5年11月定例会議で指定議案を提出
	12月	指定管理者の指定
令和6年	3月	指定管理者と協定を締結
	4月 1日	指定管理者による施設管理を開始

※ 次期指定管理期間：令和10年度までの5年間

## 三重県流域下水道施設指定管理者審査基準

## 【審査基準】

○事業計画の内容が、流域下水道の適切な維持管理を図ることができるものであるか。

- ① 管理運営の基本的方針が適切で、効率的で安全、かつ実現性のある管理ができるものとなっているか。
- ② 見学者等への対応は適切に行われるものとなっているか。
- ③ 情報の保護管理は適切に行われるものとなっているか。
- ④ 情報の発信が適切に行われるものとなっているか。

○事業計画の内容が、流域下水道の効用を最大限に発揮することができるものであるか。

- ① 放流水質への管理が適切に行われるものとなっているか。
- ② 周辺への配慮は適切に行われるものとなっているか。
- ③ 施設の管理、保守点検等が適切に行われるものとなっているか。
- ④ 安全管理体制が確立されているか。
- ⑤ 災害等緊急時の対応が適切に行われるものとなっているか。

○事業計画の内容が、流域下水道の管理に係る経費の縮減を図るものであるか。

- ① 事業計画及び収支予算計画は適切か。
- ② 経費の縮減に向けた取組や工夫がなされているか。

○指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有しているか。

- ① 業務を適切に実施できる組織・人員体制となっているか。
- ② 指定期間内に安定的に事業を継続できる財務体質を有しているか。

委員会において、審査基準の各項目に対し適否の判断を行い、指定管理者として適当かどうかを決定します。

## 三重県流域下水道施設指定管理者事業計画書の要旨

申請者名	公益財団法人 三重県下水道公社
I 管理運営の基本方針	<p>公社の経営理念のもと、次の7つの基本運営方針を掲げて事業を実施するとともに、組織運営に取り組みます。</p> <p><b>&lt;公社の経営理念&gt;</b>  <b>私たちは確かな技術と情熱を持って、いかなるときも県民のみなさんに下水道のある快適な暮らしを提供し、誰からも信頼される公社をめざします</b></p> <p><b>&lt;基本運営方針&gt;</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 放流水質基準値の遵守による公共用水域の水質保全及び改善</li> <li>2 設備・機器の計画的な点検、修繕による施設の適正管理</li> <li>3 効果的・効率的な運転管理によるコストの縮減</li> <li>4 危機管理のさらなる強化</li> <li>5 県民の下水道事業に対する関心の醸成と魅力の発信</li> <li>6 行政機関への支援</li> <li>7 人材育成と技術力の向上</li> </ol> <p><b>&lt;コスト縮減対策と目標値&gt;</b>  従前から実施してきた対策を今後も可能な限り継続して実施するとともに、電力使用量原単位、薬品使用量原単位、汚泥発生量原単位について令和5年度の実績を超えないことを目標値として設定してコスト縮減に取り組みます。  目標値の達成状況を、4半期ごとに所長会議で検証するだけでなく、年度終了後に1年間の目標達成状況を取りまとめ理事会で報告します。  コスト縮減に効果のあったノウハウについて他の浄化センターへ水平展開します。</p>
II 見学者等への対応に関する提案	<p>普及啓発事業として「施設見学」と「出前講座」に取り組みます。取組の主要なターゲットを子どもたちとします。「子どもはすぐに大人になり、大人はすぐに親になる」ことから、長期的視点に立った、世代を超えた、広がりのある取組になると考えるからです。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 下水道等の環境について学習する小学校4年生を主な対象に、小学校の社会見学の一環として施設見学を実施しており、目標達成に向け、魅力ある見学メニューづくりや見学者の動線等の工夫、職員のスキル研修などの取組を行います。  また、安全対策、侵入者対策を講じ、見学者の安全を図ります。  目標：浄化センター見学者受け入れ数 年間5,000人以上  施設見学アンケートの満足度(小学校) 100%</li> <li>2. 児童・生徒・学生(小学校・中学校・高校等)向けの出前講座を開催します。  目標：出前講座実施数 年間30回以上  出前講座アンケートの満足度 100%</li> </ol>
III 情報の保護、管理、発信	<p>公社規程に基づき、個人情報保護及び情報公開について対応します。</p> <p>情報発信については、公社の「広報」活動として取り組むこととし、下水道の「普及啓発」の取組と「ブランディング」の取組の二つから構成されています。</p> <p>公社ホームページで、下水道の仕組みや公社の紹介動画、調査研究、入札情報(流域下水道施設の維持管理にかかる工事・修繕・点検業務)、水質情報(各浄化センターから放流している排水の水質検査結果を毎月公開)について、随時発信します。</p> <p>「メディア(特にテレビ)の活用」について引き続き積極的に取り組むこととし、たとえば公社としての番組制作を行うなど、よりレベルアップした、より効果的な広報を実施することとします。</p>
IV 目標放流水質等達成のための具体的方策	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 生物処理機能の調整により安定的に放流水質をコントロールする技術を高めるとともに、能動的な栄養塩類管理運転に資するため、季節別に放流水質管理値を設定し、放流水質がその水準内に収まるような運転管理に努めます。</li> <li>2. 脱水機への負荷を考慮しつつ、下水汚泥の発生量を抑制するために、目標の汚泥含水率の上限値、下限値を定め、その範囲に収まるよう運転します。  【目標汚泥含水率】71%～76% 【目標汚泥含水率の達成状況】90%/年</li> <li>3. これらの目標を達成するため、「下水道処理施設管理技士」の要件を満たす者等、運転管理に必要な知識を持った職員を配置します。</li> </ol>
V 周辺への配慮	<p>放流先への配慮として塩素の低減化運転及び水質調査、底質調査、悪臭・騒音調査、生物調査等を実施します。また、浄化センター周辺地域への配慮として臭気抑制対策、美化活動を実施します。</p>

## 三重県流域下水道施設指定管理者事業計画書の要旨

VI 各種業務の実施計画	施設管理業務は、景観維持、汚損や劣化の防止、機能維持の考え方にに基づき管理します。		
	浄化センター施設の運転管理は、流入状況把握、運転方法決定、操作指示、水質試験及び結果報告、中央監視データ確認、記録保管の順で実施していきます。 運転方法の決定、水質試験による工程確認は重要な技術業務であるため公社職員が直営で実施し、中央監視室での24時間連続監視、機器の遠隔操作、自動運転設定・調整等の作業は当該業務を専門に履行する業者に委託します。		
	保守点検業務は、工程能力維持(機械設備の能力維持)及び監視制御能力の維持(監視制御設備の能力維持)に関して点検、分解整備を中心に行い、メーカー側の部品供給義務が終了した最重要機器類についてはメーカーが保有する部品在庫を確保するなどの対応に努め、機能維持を図ります。		
	ユーティリティや物品の調達、安定供給先の確保、調達経費の圧縮は、継続的な課題として今後も取り組んでいきます。		
	機械設備の保守については、保守点検を行い、故障の兆候を見極めて早期に対応し故障件数を減らすとともに、故障から復旧に至るまでの対応方針の決定を1ヶ月以内と期限を設定し、迅速な対応により常に良好な処理機能を維持するよう努めます。 県のストックマネジメント計画の運用にあわせてオーバーホールの時期を調整するなど積極的に協力します。		
	環境計測業務については、水処理及び汚泥処理工程の状況把握のため、工程管理のための試験や法定試験、幹線接続点の水質調査を行います。危機管理の観点から、水質異常が発生した場合に迅速に対応するため、水質試験を公社職員が行い、他県に比べ多くの試験項目及び頻度で試験を実施します。 汚泥処理は、発生する下水汚泥を安定的かつ排出者責任を全うできる形で処理し、収集運搬から処分(中間処理)の過程まで一括して管理できる仕組みを引き続き採用します。 SDGsの取組の一環として下水汚泥の再利用率100%を維持します。 「しさ」は、リサイクルできない廃棄物であるため県内の業者で焼却処分します。		
VII 業務従事者の安全衛生管理方針	職員に対し、定期的な保安教育、特殊作業等へ安全衛生管理の有資格者を配置、有機溶剤を扱う職員へ法令で定める特別健康診断を実施します。		
VIII 緊急時対応方針	令和2年10月、あらゆる災害に対応することを目標に、「下水道業務継続計画(下水道BCP)～災害対応マニュアル～」を策定し、自然災害、南海トラフ地震臨時情報、その他の災害等、対象となる災害の種類と規模に応じ、発令基準を定めるとともに、配備体制や指揮命令系統を明確にしました。 令和3年度以降、毎年4月に「年間訓練計画」を立て、公社及びメンテナンス会社の職員が、参集・伝達訓練、異常流入水量に特化した参集・伝達訓練、大規模地震発生を想定した図上・実動訓練、初期消火訓練等を行っており、今後も実施していきます。 流域下水道施設において最も発生頻度が高く、かつ影響が大きい風水害では、雨天時に不明水が下水道管へ浸入することで発生する異常流入水量が近年極めて顕著になっています。下水道BCPでは、これを「いつも来る災害」と呼び、日々の警戒を要する特別な災害として取り扱っており、迅速かつ的確な対応に努めます。 南海トラフ地震とそれに伴う津波は、流域下水道施設に甚大な被害を与えるばかりでなく、職員の生命・身体へ危険を及ぼすことが大いに懸念されることから、下水道BCPでは、これを「いつか来る災害」と呼び、人命にかかわる特別な災害として、事前準備や南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の職員がとるべき行動、さらに、大津波警報発表時の自動運転への切り替えと職員の避難行動等について規定し、これに基づき訓練を実施しています。 その他、水処理工程に深刻なダメージを与える設備故障や施設内での火災・爆発事故等の緊急事態に対する的確に対応することとします。		
IX 組織人員	各浄化センターには電気・機械・化学の専門職員を配置し、効率性、危機管理、品質・精度の視点で業務水準が最も高くなる方法を今後も追求していきます。 水処理施設、汚泥処理施設の運転管理を担当する職員として、各浄化センターに「下水道処理施設管理技士の要件を満たす者」又は「下水道技術検定第3種合格者」を1名以上配置します。		
X 自動販売機の設置方針	普及啓発施設及び浄化センターの利用者に対する利便性向上のため、引き続き、飲料の自動販売機(9台)を設置します。		
提案価格	年度	提案価格(単位千円)	県提示価格(単位千円)
	令和6年度	5,992,808	5,995,893
	令和7年度	6,196,492	6,199,467
	令和8年度	6,206,710	6,209,575
	令和9年度	6,347,800	6,350,846
	令和10年度	6,350,869	6,354,470
合計	31,094,679	31,110,251	

## 三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅に係る 指定管理候補者の選定状況について

### 1 概要

県土整備部が所管する三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅については、現在の指定管理期間が令和6年3月末で終了することから、令和6年4月から5年間の次期指定管理者の募集・選定手続きを現在進めています。

三重県営住宅条例及び三重県特定公共賃貸住宅条例に基づき、外部の有識者等による三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、令和5年6月27日の第1回選定委員会において審査基準及び配点表を審議しました。

その後、第1回選定委員会での意見を踏まえ審査基準及び配点を決定し、指定管理者の申請を受け付けたところ、「3 申請に関する事項」のとおり申請がありました。

令和5年10月4日の第2回選定委員会において、申請者に対しヒアリングを実施したうえで、総合的に審査を行いました。

### 2 選定及び審査に関する事項

#### (1) 委員の氏名及び役職名（敬称略）

委員長	近藤 早映	（三重大学大学院工学研究科准教授）
委員長代理	黒田 朱里	（公認会計士）
委員	久保田久美	（一般社団法人三重県介護支援専門員協会副会長）
委員	笠原 芳彦	（独立行政法人都市再生機構中部支社管理企画課長）
委員	吉田清一郎	（公募委員）

#### (2) 審査基準及び配点表

「別紙1」のとおり。

#### (3) 選定委員会の開催状況及び審議内容

令和5年	6月27日	第1回選定委員会（審査基準及び配点表の審議検討）
	10月4日	第2回選定委員会（ヒアリング審査・総合審査）

### 3 申請に関する事項

#### (1) 申請者の名称

	北勢ブロック	中勢伊賀ブロック	南勢ブロック	東紀州ブロック
申請者	鈴鹿亀山不動産 事業協同組合	伊賀南部不動産 事業協同組合	三重県南勢地区 管理事業共同体	三重県南勢地区 管理事業共同体
申請数	1団体	1団体	1団体	1団体

(2) 申請者が作成した事業計画書の要旨

「別紙2」のとおり。

4 進捗状況及び今後の予定

(1) 進捗状況

令和5年	6月27日	第1回選定委員会（審査基準及び配点表の審議検討）
	8月8日～8月22日	募集要項の配布
	8月23日	募集説明会の開催
	9月5日～9月15日	申請の受付
	10月4日	第2回選定委員会（ヒアリング審査・総合審査）

(2) 今後の予定

令和5年	11月下旬	令和5年11月定例会月会議で指定議案を提出
	12月	指定管理者の指定
令和6年	3月	指定管理者と協定を締結
	4月1日	指定管理者による施設管理を開始

※ 次期指定管理期間：令和10年度までの5年間

県営住宅及び特定公共賃貸住宅指定管理者審査基準
-------------------------

## 【第1次審査基準】（申請者が4社以上の場合に実施）

項 目	審 査 基 準	配 点
1 管理業務に当たったの基本方針	管理の理念・方針が県営住宅の設置目的に合致しているか	10
	入居者及び入居希望者に対して公平・公正なサービスがなされるか	10
2 管理業務の実施方針	①管理業務にかかる組織体制、②団地管理（巡回を含む）の方法及び体制、③入居関係手続の窓口対応について、仕様書及び県営住宅管理マニュアルで定める業務水準を満たす方法・体制は確立されているか	10
	修繕・保守管理経費の縮減策について、最小の費用で最大の効果が計られる工夫がなされているか	10
	入居者への利便性の向上に資する新しいサービスの提供を示しているか	10
3 申請者の状況	応募者の組織全体の中で、指定管理業務に参入した場合の経営的余裕状況に問題はないか	10
4 管理業務の経費見積	県が示す指定管理料提案額に対し、経費削減の工夫がなされているかどうか	10
<b>配 点 合 計</b>		<b>70</b>

## 【第2次審査基準】

		審 査 基 準	配 点
大項目	事業計画書の項目	評 価 基 準	
1 管理業務に当たったの基本方針	(1)管理の理念・方針	公の施設を管理する者としての意欲・責任が感じられるか	20
		運営管理の方針が県営住宅の設置目的に合致しているか	20
	(2)県民へのサービスについての考え方	入居者及び入居希望者に対して公平・公正なサービスがなされるか	20
	(3)県が進める施策の実現に関する取組	三重県が重点的に推進する施策を理解し、指定管理者の立場から県施策の実現に取り組む姿勢が感じられるか	20
	<b>小 計</b>		<b>80</b>
2 管理業務の実施方針	(1)管理体制	①管理業務にかかる組織体制は、仕様書及び県営住宅管理マニュアルで定める業務水準を満たしているか	20
		②団地管理（巡回を含む）の方法及び体制、③入居関係手続の窓口対応について、仕様書及び県営住宅管理マニュアルで定める業務水準を満たす方法・体制は確立されているか	20
	(2)職員の配置計画	業務遂行に当たって、適材適所に適正な人数が配置されているか	20
	(3)職員の研修計画	人材育成方針及び研修計画は適切であるか	20
	(4)管理業務の実施方針	①入居者の要望・苦情処理対応について、処理マニュアル等が確立されているか	20
		②生活弱者について理解しているか、また、その対応等が確立されているか	20
		③不法入居者等に対する取り締まり体制、対象者の発見及び指導、県への報告（協力）体制が確立されているか	20

		④入居募集対策修繕について、入居率の向上のために、修繕期間の短縮等様々な工夫がなされているか	20
		⑤公営住宅管理システムデータのセキュリティ管理は十分か ア 外部への情報漏洩の防止 イ データの扱いに関する職員への周知・教育	20
		⑥修繕・保守管理経費の縮減策について、最小の費用で最大の効果が計られる工夫がなされているか	30
		⑦修繕・保守管理の作業員及び入居者等に対する安全管理方針は確立されているか	20
	(5)入居者サービス向上策	①入居者への利便性の向上に資する新しいサービスの提供を示しているか	20
		②住棟及び附属建築物をその状態に応じて点検・管理し、その点検結果を共有する体制を確立しているか	20
		③入居者からの修繕の依頼に迅速かつ誠実に対応できる体制を確立しているか	20
	(6)個人情報等の取扱い	個人情報の保護・情報公開に対する考え方と取組は適切なものであるか	20
	(7)緊急時の対応・対策	①夜間・休日における対応・体制は適切であるか	20
		②災害に備えた準備、災害時における対応・体制は適切であるか（特に、入居者の6割を超える高齢者への対応）	30
	(8)その他の提案	①業務に関しての提案（例：地域コミュニティ向上につながる取組、業務の効率化、建物・設備等の長寿命化対策等について）	30
		ア 入居率の向上について（施設の有効活用策を含む。）	50
		イ 孤立死防止の取組について	20
		ウ 外国人に対するコミュニケーション手段の充実について	20
	<b>小 計</b>		<b>480</b>
3 申請者の状況	(1)申請団体の概要（人員確保策を含む。）	指定管理業務を安定して実施するうえでの人員確保策はどのようなものか	10
	(2)経営状況表	財政状態に問題はないか。 ①手元流動比率 何か月分の売上相当現金と現金等価物があるかを図る尺度多いほどよい ②流動比率 100%以上で当面の支払能力あり ③固定比率 100%以下であることが望ましい ④自己資本比率 多いほどよい	20
		売上・損益の推移に問題はないか	20
	<b>小 計</b>		<b>50</b>
4 管理業務の経費見積	(1)管理費関係経費見積	県が示す指定管理料提案額に対する見積額の割合	10
	(2)維持・修繕費関係経費見積	県が示す指定管理料提案額に対し、経費削減の工夫がなされているかどうか	10
	<b>小 計</b>		<b>20</b>
<b>配 点 合 計</b>			<b>630</b>

## 【留意点】

- 1 入居者及び入居希望者に対するサービスの品質確保の観点から、大項目「2管理業務の実施方針」の得点（満点480点×5委員=2,400点）が、1,440点（5段階評価で「3」相当）未満の場合は、指定管理候補者として選定しないこととします。
- 2 複数の申請者の採点結果が同点になった場合は、次の大項目の順番で点数を比較し、高得点となった者を上位の順位とします。なお、全ての大項目で同点の場合には、委員会の多数決で決定することとします。
  - ① 「2管理業務の実施方針」
  - ② 「1管理業務に当たっての基本方針」
  - ③ 「4管理業務の経費見積」
  - ④ 「3申請者の状況」

## 事業計画書の要旨

申請者名	鈴鹿亀山不動産事業協同組合	
管理業務基本方針	<p>鈴鹿亀山不動産事業協同組合は地元企業の組合員 74 社と賛助会員 37 社で構成し、現在、県営住宅北勢ブロックの指定管理者であり、鈴鹿市の市営住宅の管理も受託しております。これらの実績を生かし「県営住宅の健全かつ専門的な運営管理」「安全・安心で快適な施設環境の提供」「地域に密着した地元企業による迅速できめ細かいサービス提供」を実現するため、県の認可団体である当組合が主体となって高い公共性や透明性を持った管理運営を行い、入居者の安心、安全、満足度の向上を目指します。県営住宅は安全で快適な住環境を提供することはもちろん、公平性・平等性、法令遵守、行政に準じた業務執行など、公の視点に立って次の方針において管理運営を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公営住宅の設置目的を達成する運営管理</li> <li>・ 人権を尊重し、すべての入居者に公平で平等な運営管理</li> <li>・ コンプライアンスに忠実な運営管理</li> <li>・ 高い管理水準を確保し、かつ、経費の削減を図る</li> <li>・ 行政に準じた業務執行</li> </ul>	
管理業務実施方針	管理体制及び職員に関する計画	<p>管理事務所には職員 10 名を配置し、電話対応、窓口業務、団地巡回に当たりますが、全職員が何らかの形で全団地に携わる「face To face」を基本に業務を実施します。職員には有資格者等「宅地建物取引士(9 名)、一級建築士(2 名)、ポルトガル語・スペイン語通訳(1 名)」が在籍し専門的な対応を実施します。電話対応、窓口業務は「接遇マニュアル」を基本に対応し、案件ごとに「対応票」を作成し、情報共有を図ります。団地巡回は月三回の「定期巡回」と目的別の「個別巡回」に分けて実施し、現場確認や情報収集に努めます。入居関係手続きの窓口対応は親切丁寧な説明を基本とし、見やすくわかりやすい資格審査資料やチェックリストを配布し対応します。</p>
	管理業務に関する計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入居者の要望、苦情処理に係る対応 ご意見はがき、相談窓口、アンケート調査、ヒアリング調査で入居者のご意見、ご要望等を積極的に収集すると共に適切な苦情対応を行います</li> <li>・ 生活弱者への対応 県営住宅では生活弱者への特別な配慮が求められており、その設置目的を十分に理解し、入居者が安心して暮らせる住環境を安定的かつ継続的に提供します</li> <li>・ 不法入居者に対する対応 現在は団地巡回や入居者からの通報等に基づき発見、事実確認、指導に取り組んでおり、今後も必ず県に報告し、県の指示のもと面談等の実施や是正措置の指導を行います</li> <li>・ 入居者募集対策修繕の工夫 組合員、賛助会員の高い技術・経験・ノウハウを最大限に活用すると共に、有資格者である職員が万全の体制で施工管理・検査を実施します</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・公営住宅管理システムのデータセキュリティ管理 統括保護管理者を設置し、職員研修を実施すると共に情報管理マニュアルを作成・活用します</li> <li>・修繕・保守管理経費の縮減策 適切で厳正な入札の実施、修繕履歴書の作成・活用、予防保全、最新技術の導入等により修繕・保守管理費を縮減します</li> <li>・修繕・保守管理の作業員及び入居者等に対する安全管理方針 現在も安全管理には最大限の力を注いでおりますが、入居者への告知等を徹底し一層の安全水準を実現します。</li> </ul>
	<p>入居者に関する計画 (サービス向上) (個人情報取扱) (緊急対応・対策)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入居者に関する計画 (サービス向上) サービスの向上は指定管理者制度が導入された大きな目的であり、過去 15 年間の実績を最大限に活用し入居者の満足度向上に努めます。また、入居者の皆様に更なるサービス向上を図るため「入居説明用の画像資料作成」「業務時間の予約制延長」「広報紙の発行」「防災訓練の継続実施」を実施します。</li> <li>(個人情報取扱) 入居者の収入や家族構成などの個人情報を「お客様の重要な財産を預かっている」との認識のもと流出防止や適正な取得、目的外利用の原則禁止などを徹底します。また、県の情報公開に積極的に協力すると共に、積極的な情報発信に努めます。</li> <li>(緊急対応・対策) 夜間・休日は 15 年間の実績がある(株)日立システムズの夜間・休日サポートシステムを利用し、迅速な対応をします。また、火災や大規模地震などの災害発生時には入居者の安全確保を最優先に、迅速かつ適正な対応をします。このため普段から緊急体制の整備、緊急対応マニュアルの作成活用、防災勉強会の実施、防災用品物資の常備などに努めます。</li> </ul>

年度		R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	
収支計画 (千円)	収入計 (指定管理料)	248,105	260,310	266,972	244,958	255,692	
	支出計	248,105	260,310	266,972	244,958	255,692	
	内訳	人件費	19,505	19,505	19,505	19,505	19,505
		一般管理費・事務費	12,047	12,047	12,047	12,047	12,047
		入居者募集修繕費・住替修繕費	85,614	85,614	85,614	85,614	85,614
		一般修繕費・環境整備費	49,667	49,667	49,667	49,667	49,667
		計画修繕費・計画解体費	53,600	54,332	67,297	53,830	48,284
		維持・点検費等その他	27,672	39,145	32,842	24,295	40,575

※A4 版 2 枚以内としてください。

※PDF ファイル様式で提出してください。

## 事業計画書の要旨

申請者名	伊賀南部不動産事業協同組合	
管理業務基本方針	<p>伊賀南部不動産事業協同組合は地元企業の組合員22社と賛助会員24社で構成し、現在、県営住宅中勢伊賀ブロックの指定管理者であり、名張市の市営住宅の管理も受託しております。これらの実績を生かし「県営住宅の健全かつ専門的な運営管理」「安全・安心で快適な施設環境の提供」「地域に密着した地元企業による迅速できめ細かいサービス提供」を実現するため、県の認可団体である当組合が主体となって高い公共性や透明性を持った管理運営を行い、入居者の安心、安全、満足度の向上を目指します。県営住宅は安全で快適な住環境を提供することはもちろん、公平性・平等性、法令遵守、行政に準じた業務執行など、公の視点に立って次の方針において管理運営を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公営住宅の設置目的を達成する運営管理</li> <li>・ 人権を尊重し、すべての入居者に公平で平等な運営管理</li> <li>・ コンプライアンスに忠実な運営管理</li> <li>・ 高い管理水準を確保し、かつ、経費の削減を図る</li> <li>・ 行政に準じた業務執行</li> </ul>	
管理業務 実施方針	管理体制及び職員に関する計画	<p>管理事務所には職員8名を配置し、電話対応、窓口業務、団地巡回に当たりますが、全職員が何らかの形で全団地に携わる「face To face」を基本に業務を実施します。職員には有資格者等「宅建士(2名)、一級建築士(1名)、賃貸不動産経営管理士(3名)、ポルトガル語・スペイン語通訳(1名)」が在籍し専門的な対応を実施します。</p> <p>電話対応、窓口業務は「接遇マニュアル」を基本に対応し、案件ごとに「対応票」を作成し、情報共有を図ります。</p> <p>団地巡回は月4回の「定期巡回」と目的別の「個別巡回」に分けて実施し、現場確認や情報収集に努めます。</p> <p>入居関係手続きの窓口対応は親切丁寧な説明を基本とし、見やすくわかりやすい資格審査資料やチェックリストを配布し対応します。</p>
	管理業務に関する計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入居者の要望、苦情処理に係る対応 ご意見箱の設置、相談窓口、アンケート調査、ヒアリング調査で入居者のご意見、ご要望等を積極的に収集すると共に適切な苦情対応を行います</li> <li>・ 生活弱者への対応 県営住宅では生活弱者への特別な配慮が求められており、その設置目的を十分に理解し、入居者が安心して暮らせる住環境を安定的かつ継続的に提供します</li> <li>・ 不適正及び不法入居者、無断退去者等に対する対応 現在は団地巡回や入居者からの通報等に基づき発見、事実確認、指導に取り組んでおり、今後も必ず県に報告し、県の指示のもと面談等の実施や是正措置の指導を行います</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・入居者募集対策修繕の工夫 組合員、賛助会員の高い技術・経験・ノウハウ・信用を最大限に活用すると共に、有資格者である職員が万全の体制で施工管理・検査を実施します</li> <li>・公営住宅管理システムのデータセキュリティ管理 統括保護管理者を設置し、職員研修を実施すると共に情報管理マニュアルを作成・活用します</li> <li>・修繕・保守管理経費の縮減策 適切で厳正な入札の実施、修繕履歴書の作成・活用、予防保全、最新技術の導入等により修繕・保守管理費を縮減します</li> <li>・修繕・保守管理の作業員及び入居者等に対する安全管理方針 現在も安全管理には最大限の力を注いでおりますが、次期指定管理ではより一層の安全水準を実現します</li> </ul>
	<p>入居者に関する計画 (サービス向上) (個人情報取扱) (緊急対応・対策)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入居者に関する計画 (サービス向上) サービスの向上は指定管理者制度が導入された大きな目的であり、過去15年間の実績を最大限に活用し入居者の満足度向上に努めます。また、入居者の皆様に更なるサービス向上を図るため「消費者トラブルに関する注意喚起・啓発」「業務時間の予約制延長」「広報紙の発行」を実施します。</li> <li>(個人情報取扱) 入居者の収入や家族構成などの個人情報を「お客様の重要な財産を預かっている」との認識のもと流出防止や適正な取得、目的外利用の原則禁止などを徹底します。また、県の情報公開に積極的に協力すると共に、積極的な情報発信に努めます。</li> <li>(緊急対応・対策) 夜間・休日は15年間の実績がある㈱日立システムズの夜間・休日サポートシステムを利用し、迅速な対応をします。また、火災や大規模地震などの災害発生時には入居者の安全確保を最優先に、迅速かつ適正な対応をします。このため普段から緊急体制の整備、緊急対応マニュアルの作成活用、防災勉強会の実施、防災用品物資の常備、緊急通行が可能なパトロール車の配備などに努めます。</li> </ul>

		年 度	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)	R10(2028)
収 支 計 画 ( 千 円)		収入計 (指定管理料)	299,403	294,886	312,187	298,477	269,773
		支出計	299,403	294,886	312,187	298,477	269,773
	内 訳	人件費	26,569	26,569	26,569	26,569	26,569
		一般管理費・事務費	9,051	9,051	9,051	9,051	9,051
		入居者募集修繕費・住替え修繕費	60,723	60,723	60,723	60,723	60,723
		一般修繕費	81,661	81,661	81,661	81,661	81,661
		計画修繕費	38,500	38,500	38,500	22,000	22,000
		維持・点検費等その他	82,899	78,382	95,683	98,473	69,769

※A4版2枚以内としてください。

※PDFファイル様式でCD等の媒体に記録して提出してください。

## 事業計画書の要旨

申請者名	三重県南勢地区管理事業共同体	
管理業務基本方針	<p>三重県南勢地区管理事業共同体は地元企業の組合員115社と賛助会員21社で構成し、現在、県営住宅南勢ブロック・東紀州ブロックの指定管理者を受託しております。これらの実績を生かし「県営住宅の健全かつ専門的な運営管理」「安全・安心で快適な施設環境の提供」「地域に密着した地元企業による迅速できめ細かいサービス提供」を実現するため、県の認可団体である当共同体が主体となって高い公共性や透明性を持った管理運営を行い、入居者の安心、安全、満足度の向上を目指します。県営住宅は安全で快適な住環境を提供することはもちろん、公平性・平等性、法令遵守、行政に準じた業務執行など、公の視点に立って次の方針において管理運営を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公営住宅の設置目的を達成する運営管理</li> <li>・ 人権を尊重し、すべての入居者に公平で平等な運営管理</li> <li>・ コンプライアンスに忠実な運営管理</li> <li>・ 高い管理水準を確保し、かつ、経費の削減を図る</li> <li>・ 行政に準じた業務執行</li> </ul>	
管理業務実施方針	管理体制及び職員に関する計画	<p>管理事務所には職員5名を配置し、電話対応、窓口業務、団地巡回に当たりますが、全職員が何らかの形で全団地に携わる「face To face」を基本に業務を実施します。職員には有資格者等「宅建士(2名)、一級建築士(1名)」「賃貸不動産経営管理士(3名)」が在籍し専門的な対応を実施します。</p> <p>電話対応、窓口業務は「接遇マニュアル」を基本に対応し、案件ごとに「対応票」を作成し、情報共有を図ります。</p> <p>団地巡回は月3回の「定期巡回」と目的別の「個別巡回」に分けて実施し、現場確認や情報収集に努めます。</p> <p>入居関係手続きの窓口対応は親切丁寧な説明を基本とし、見やすくわかりやすい資格審査資料やチェックリストを配布し対応します。</p>
管理業務実施方針	管理業務に関する計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入居者の要望、苦情処理に係る対応 ご意見箱の設置、相談窓口、アンケート調査、ヒアリング調査で入居者のご意見、ご要望等を積極的に収集すると共に適切な苦情対応を行います</li> <li>・ 生活弱者への対応 県営住宅では生活弱者への特別な配慮が求められており、その設置目的を十分に理解し、入居者が安心して暮らせる住環境を安定的かつ継続的に提供します</li> <li>・ 不適正及び不法入居者、無断退去者等に対する対応 現在は団地巡回や入居者からの通報等に基づき発見、事実確認、指導に取り組んでおり、今後も必ず県に報告し、県の指示のもと面談等の実施や是正措置の指導を行います</li> <li>・ 入居者募集対策修繕の工夫 組合員、賛助会員の高い技術・経験・ノウハウ・信用を最大</li> </ul>

		<p>限に活用すると共に、有資格者である職員が万全の体制で施工管理・検査を実施します</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公営住宅管理システムのデータセキュリティ管理 統括保護管理者を設置し、職員研修を実施すると共に情報管理マニュアルを作成・活用します</li> <li>・修繕・保守管理経費の縮減策 適切で厳正な入札の実施、修繕履歴書の作成・活用、予防保全、最新技術の導入等により修繕・保守管理費を縮減します</li> <li>・修繕・保守管理の作業員及び入居者等に対する安全管理方針 現在も安全管理には最大限の力を注いでおりますが、次期指定管理ではより一層の安全水準を実現します</li> </ul>
	<p>入居者に関する計画 (サービス向上) (個人情報取扱) (緊急対応・対策)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入居者に関する計画 (サービス向上) サービスの向上は指定管理者制度が導入された大きな目的であり、過去14年間の実績を最大限に活用し入居者の満足度向上に努めます。また、入居者の皆様に更なるサービス向上を図るため「消費者トラブルに関する注意喚起・啓発」「業務時間の予約制延長」「広報紙の発行」を実施します。</li> <li>(個人情報取扱) 入居者の収入や家族構成などの個人情報を「お客様の重要な財産を預かっている」との認識のもと流出防止や適正な取得、目的外利用の原則禁止などを徹底します。また、県の情報公開に積極的に協力すると共に、積極的な情報発信に努めます。</li> <li>(緊急対応・対策) 夜間・休日は14年間の実績がある㈱日立システムズの夜間・休日サポートシステムを利用し、迅速な対応をします。また、火災や大規模地震などの災害発生時には入居者の安全確保を最優先に、迅速かつ適正な対応をします。このため普段から緊急体制の整備、緊急対応マニュアルの作成活用、防災勉強会の実施、防災用品物資の常備、緊急通行が可能なパトロール車の配備などに努めます。</li> </ul>

		年 度	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)	R10(2028)	
収支計画 (千円)		収入計(指定管理料)	97,363	105,228	103,360	100,113	85,857	
		支出計	97,363	105,228	103,360	100,113	85,857	
	内 訳		人件費	8,747	8,747	8,747	8,747	8,747
			一般管理費・事務費	6,950	6,950	6,950	6,950	6,950
			入居者募集修繕費・住替え修繕費	28,026	28,026	28,026	28,026	28,026
			一般修繕費	20,764	20,764	20,764	20,764	20,764
			計画修繕費	0	16,500	16,500	16,500	0
	維持・点検費等その他	32,876	24,241	22,373	19,126	21,370		

※A4版2枚以内としてください。

※PDFファイル様式でCD等の媒体に記録して提出してください。

## 事業計画書の要旨

申請者名	三重県南勢地区管理事業共同体	
管理業務基本方針	<p>三重県南勢地区管理事業共同体は地元企業の組合員115社と賛助会員21社で構成し、現在、県営住宅南勢ブロック・東紀州ブロックの指定管理者を受託しております。これらの実績を生かし「県営住宅の健全かつ専門的な運営管理」「安全・安心で快適な施設環境の提供」「地域に密着した地元企業による迅速できめ細かいサービス提供」を実現するため、県の認可団体である当共同体が主体となって高い公共性や透明性を持った管理運営を行い、入居者の安心、安全、満足度の向上を目指します。県営住宅は安全で快適な住環境を提供することはもちろん、公平性・平等性、法令遵守、行政に準じた業務執行など、公の視点に立って次の方針において管理運営を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公営住宅の設置目的を達成する運営管理</li> <li>・ 人権を尊重し、すべての入居者に公平で平等な運営管理</li> <li>・ コンプライアンスに忠実な運営管理</li> <li>・ 高い管理水準を確保し、かつ、経費の削減を図る</li> <li>・ 行政に準じた業務執行</li> </ul>	
管理業務実施方針	管理体制及び職員に関する計画	<p>管理事務所には職員5名を配置し、電話対応、窓口業務、団地巡回に当たりますが、全職員が何らかの形で全団地に携わる「face To face」を基本に業務を実施します。職員には有資格者等「宅建士(2名)、一級建築士(1名)」「賃貸不動産経営管理士(3名)」が在籍し専門的な対応を実施します。</p> <p>電話対応、窓口業務は「接遇マニュアル」を基本に対応し、案件ごとに「応対票」を作成し、情報共有を図ります。</p> <p>団地巡回は月3回の「定期巡回」と目的別の「個別巡回」に分けて実施し、現場確認や情報収集に努めます。</p> <p>入居関係手続きの窓口対応は親切丁寧な説明を基本とし、見やすくわかりやすい資格審査資料やチェックリストを配布し対応します。</p>
管理業務実施方針	管理業務に関する計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入居者の要望、苦情処理に係る対応 ご意見箱の設置、相談窓口、アンケート調査、ヒアリング調査で入居者のご意見、ご要望等を積極的に収集すると共に適切な苦情対応を行います</li> <li>・ 生活弱者への対応 県営住宅では生活弱者への特別な配慮が求められており、その設置目的を十分に理解し、入居者が安心して暮らせる住環境を安定的かつ継続的に提供します</li> <li>・ 不適正及び不法入居者、無断退去者等に対する対応 現在は団地巡回や入居者からの通報等に基づき発見、事実確認、指導に取り組んでおり、今後も必ず県に報告し、県の指示のもと面談等の実施や是正措置の指導を行います</li> <li>・ 入居者募集対策修繕の工夫 組合員、賛助会員の高い技術・経験・ノウハウ・信用を最大</li> </ul>

		<p>限に活用すると共に、有資格者である職員が万全の体制で施工管理・検査を実施します</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公営住宅管理システムのデータセキュリティ管理 統括保護管理者を設置し、職員研修を実施すると共に情報管理マニュアルを作成・活用します</li> <li>・修繕・保守管理経費の縮減策 適切で厳正な入札の実施、修繕履歴書の作成・活用、予防保全、最新技術の導入等により修繕・保守管理費を縮減します</li> <li>・修繕・保守管理の作業員及び入居者等に対する安全管理方針 現在も安全管理には最大限の力を注いでおりますが、次期指定管理ではより一層の安全水準を実現します</li> </ul>
	<p>入居者に関する計画 (サービス向上) (個人情報取扱) (緊急対応・対策)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入居者に関する計画 (サービス向上) サービスの向上は指定管理者制度が導入された大きな目的であり、過去14年間の実績を最大限に活用し入居者の満足度向上に努めます。また、入居者の皆様に更なるサービス向上を図るため「消費者トラブルに関する注意喚起・啓発」「業務時間の予約制延長」「広報紙の発行」を実施します。</li> <li>(個人情報取扱) 入居者の収入や家族構成などの個人情報を「お客様の重要な財産を預かっている」との認識のもと流出防止や適正な取得、目的外利用の原則禁止などを徹底します。また、県の情報公開に積極的に協力すると共に、積極的な情報発信に努めます。</li> <li>(緊急対応・対策) 夜間・休日は14年間の実績がある㈱日立システムズの夜間・休日サポートシステムを利用し、迅速な対応をします。また、火災や大規模地震などの災害発生時には入居者の安全確保を最優先に、迅速かつ適正な対応をします。このため普段から緊急体制の整備、緊急対応マニュアルの作成活用、防災勉強会の実施、防災用品物資の常備、緊急通行が可能なパトロール車の配備などに努めます。</li> </ul>

		年 度	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)	R10(2028)	
収 支 計 画 ( 千 円)		収入計 (指定管理料)	32,359	41,348	41,588	29,741	30,348	
		支出計	32,359	41,348	41,588	29,741	30,348	
	内 訳		人件費	1,789	1,789	1,789	1,789	1,789
			一般管理費・事務費	1,435	1,435	1,435	1,435	1,435
			入居者募集修繕費・住替え修繕費	10,899	10,899	10,899	10,899	10,899
			一般修繕費	10,987	10,987	10,987	10,987	10,987
			計画修繕費	0	11,000	11,000	0	0
	維持・点検費等その他	7,249	5,238	5,478	4,631	5,238		

※A4版2枚以内としてください。

※PDFファイル様式でCD等の媒体に記録して提出してください。

(7) 審議会等の審議状況 (令和5年6月1日～令和5年9月18日)

(県土整備部)

1 審議会等の名称	三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅指定管理者選定委員会
2 開催年月日	令和5年6月27日
3 委員	委員長 近藤 早映 委員 笠原 芳彦 他3名
4 諮問事項	審査基準及び配点表について
5 調査審議結果	諮問事項について、審議検討を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県流域下水道施設指定管理者選定委員会
2 開催年月日	令和5年7月21日
3 委員	委員長 勝又 英之 委員 黒田 朱里 他3名
4 諮問事項	審査基準及び配点表について
5 調査審議結果	諮問事項について、原案どおり答申された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公共事業評価審査委員会
2 開催年月日	令和5年8月2日
3 委員	委員長 岡島 賢治 副委員長 小野寺 一成 委員 大野 研 他6名
4 諮問事項	公共事業再評価実施事業 ・ 海岸事業 (城南第一地区海岸) ・ 海岸事業 (川越地区海岸) ・ 海岸事業 (井田地区海岸)
5 調査審議結果	再評価実施事業について、事業の継続が了承された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県都市計画審議会
2 開催年月日	令和5年8月21日
3 委員	会長 浅野 純一郎 委員 仲林 真子 他19名
4 諮問事項	1 四日市都市計画道路の変更 2 鈴鹿都市計画道路の変更
5 調査審議結果	諮問事項について、原案どおり答申された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公共事業評価審査委員会
2 開催年月日	令和5年8月28日
3 委員	委員長 岡島 賢治 委員 大野 研 他4名
4 諮問事項	公共事業再評価実施事業 ・砂防事業（小滝川） ・道路事業（一般国道421号（大安ICアクセス道路）） ・道路事業（一般国道167号（磯部バイパス）） ・河川事業（二級河川員弁川） ・河川事業（二級河川三渡川） ・河川事業（二級河川百々川）
5 調査審議結果	再評価実施事業について、事業の継続が了承された。
6 備考	